

茨城県道路交通法施行細則

昭和53年11月30日

公安委員会規則第11号

〔沿革〕 昭和56年3月茨城県公安委員会規則第5号、60年12月第19号、61年3月第1号、62年3月第4号、平成2年8月第4号、2年12月第6号、4年10月第12号、6年5月第3号、9月第6号、7年8月第3号、8年8月第10号、10年3月第1号、10月第4号、11年6月第4号、10月第7号、12年3月第6号、6月第8号、13年3月第4号、8月第8号、14年5月第7号、16年3月第3号、10月第9号、17年1月第1号、3月第6号、7月第10号、9月第13号、12月第14号、18年2月第2号、4月第6号、5月第10号、19年3月第1号、5月第6号、8月第12号、9月第14号、11月第16号、20年3月第3号、5月第6号、12月第12号、21年3月第4号、5月第7号、第8号、6月第12号、22年3月第2号、4月第4号、10月第6号、23年3月第3号、4月第5号、24年3月第2号、7月第6号、25年3月第3号、5月第4号、第5号、26年3月第2号、6月第4号、12月第8号、27年3月第4号、5月第8号、7月第9号、28年3月第2号、第3号、第4号、7月第5号、29年2月第1号、3月第5号、第6号、6月第11号、12月第13号、30年1月第1号、第5号、31年3月第2号、令和元年7月第1号、第2号、8月第3号、11月第4号、2年3月第9号、11月第16号、3年2月第2号、4月第5号、第6号、12月第10号、4年3月第3号、5月第7号、10月第9号、5年3月第5号、第6号、6月第8号、6年6月第7号、10月第15号、7年3月第1号、5月第7号、7月第8号、12月第12号、8年8月第10号改正

茨城県道路交通法施行細則を次のように定める。

茨城県道路交通法施行細則

茨城県道路交通法施行細則（昭和35年茨城県公安委員会規則第9号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 車両の交通方法（第5条―第12条の2）

第3章 運転者の遵守事項（第13条）

第4章 安全運転管理者等（第14条―第21条）

第5章 道路の使用等（第22条・第23条）

第6章 運転免許（第24条―第29条の5）

第7章 講習（第30条―第41条）

第7章の2 地域交通安全活動推進委員等（第42条・第43条）

第8章 雑則（第44条―第46条）

附則

第1章 総則

（申請等の経由先）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）若しくはこれらの法令に基づく国家公安委員会規則又はこの規則の規定に基づき茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して行う申請、届出その他の手続は、別に定める場合を除き、別表第1の左欄に掲げる申請、届出等の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる警察署長等を経由して行うものとする。

（交通規制の効力等）

第1条の2 法第4条第1項前段に規定する交通の規制（以下この条及び次条において「交通規制」という。）の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置したときに、発生するものとする。

2 交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに、消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため一時的に交通規制の効力を停止する場合

は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

(交通規制の対象から除く車両)

第1条の3 法第4条第2項後段の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路標識等による交通規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあつては100キロメートル毎時、令第11条第1号に掲げる一般道路にあつては60キロメートル毎時、令第11条第2号に掲げる一般道路にあつては30キロメートル毎時を超える最高速度の規制、駐車可の規制及び停車可の規制を除く。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

警衛列自動車及び警護列自動車

- (2) 法第8条第1項の道路標識等による通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「特定の最大積載量以上の貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車専用」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識を用いたもの並びにこれらの標識に関連して設置されている「指定方向外進行禁止」の標識を用いたものに限る。第5項において同じ。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。

ア 人命救助、災害救助、水防活動、消防活動又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策のために使用中の車両

イ 犯罪の鎮圧、被疑者の逮捕、犯罪の捜査、交通の取締り、警備活動その他警察責務遂行のために使用中の車両及び当該目的のために誘導されている車両

ウ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に規定する選挙運動用自動車及び同法第14章の3に規定する確認団体の政治活動用自動車で当該業務のために使用中のもの

エ 道路の維持管理のために使用中の道路維持作業用自動車

オ 次に掲げる車両で公安委員会が交付する通行禁止除外指定車の標章（様式第8号）を掲示しているもの

- (ア) 電気、ガス、水道、電話又は鉄道に係る緊急の修復を要する工事のために使用中の車両
 - (イ) 信号機、道路標識等の維持管理のために使用中の車両
 - (ウ) 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に規定する電報配達のために使用中の車両
 - (エ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定により市町村又は市町村長の許可を受けた者が行う一般廃棄物の収集のために使用中の車両
- (3) 法第22条第1項の道路標識等による最高速度の規制（高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、令第11条第1号に掲げる一般道路にあっては60キロメートル毎時、令第11条第2号に掲げる一般道路にあっては30キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除く車両は、次のとおりとする。
- 専ら交通の取締りに従事する自動車
- (4) 法第25条の2第2項の道路標識等による転回禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。
- 第2号イに掲げる車両
- (5) 法第44条第1項の道路標識等による駐停車禁止の規制の対象から除く車両は、次のとおりとする。
- ア 第2号アに掲げる車両
- イ 第2号イに掲げる車両及び当該目的のために停止を求められている車両
- ウ 令第13条第1項に規定する自動車と同項各号に掲げる用務のために使用中のもの
- (6) 法第45条第1項の道路標識等による駐車禁止の規制、法第49条の3第2項又は第4項の道路標識等による時間制限駐車区間の規制及び法第49条の4の高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車禁止の規制（第5項において「駐車禁止規制」という。）の対象から除く車両は、道路標識により表示するもののほか、次のとおりとする。
- ア 第2号アに掲げる車両

イ 第2号イに掲げる車両及び当該目的のために停止を求められている車両

ウ 第2号ウ及びエに掲げる車両

エ 第5号ウに掲げる車両

オ 次に掲げる車両で公安委員会が交付する駐車禁止除外指定車の標章（様式第9号）を掲示しているもの

(ア) 第2号オ(ア)から(エ)までに掲げる車両

(イ) 急病者等に対する医師の緊急往診のために使用中の車両

(ウ) 歯科訪問診療に関する委託契約に基づき歯科医師会から指定された歯科医師が往診のために使用中の車両

(エ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け、緊急訪問を行うために使用中の車両又は助産師が緊急訪問を行うために使用中の車両

(オ) 報道機関が緊急の取材のために使用中の車両

(カ) 裁判所法（昭和22年法律第59号）に規定する執行官が強制執行等のために使用中の車両

(キ) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）の規定に基づく犬の捕獲のために使用中の車両

(ク) 放置車両の確認及び標章の取付けのために使用中の車両

(ケ) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のために使用中の車両

カ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車の標章（歩行困難者使用中）（様式第1号（(ア)から(エ)に限る。）又は様式第2号（(オ)に限る。）。

（他の都道府県公安委員会の交付に係る同種の標章を含む。）を掲示しているもの（(オ)にあつては、昼間（日出から日没までの時間）に限る。）

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害その他これに準ずる障害を有し、歩行が困難であると認めるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第2の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それ

ぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認めるものの

(ウ) 療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が最重度又は重度に該当するもの

(エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

(オ) 色素性乾皮症のため、小児慢性特定疾患受給者証の交付を受けている者

2 前項第2号又は第6号に規定する標章の交付を受けようとする者（第6号カに規定する標章にあつては、公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。）は、除外標章交付申請書（様式第3号）により公安委員会に申請しなければならない。

3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じ、それぞれ次の各号に掲げる書面又はその写しを添付しなければならない。ただし、公安委員会が認めたときは、一部を省略することができる。

(1) 第1項第2号オ及び第6号オに掲げる車両に係る標章

ア 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

イ 当該車両に係る用務を疎明する書面

(2) 第1項第6号カに掲げる者に係る標章

ア 標章の交付を受けようとする者が、同号カに掲げる者のいずれかに該当することを疎明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面

4 公安委員会は、前項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両（第1項第6号カに規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者）が第1項第2号オ及び同項第6号オ又はカのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付しなければならない。

5 前項の標章の交付を受けた者（第1項第2号オに規定する標章にあつては、当該

標章の交付を受けた車両の運転者）は、道路標識等による通行禁止の規制をされた道路を通行するとき、又は駐車禁止規制をされた道路に駐車するときは、当該標章を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあっては携帯）しなければならない。この場合において、第1項第6号オ及びカに掲げる車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲示（前面ガラスのない車両を除く。）しなければならない。

6 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (2) 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

7 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

8 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあっては、亡失した標章）を公安委員会に返納しなければならない。

- (1) 標章の有効期限が経過したとき。
- (2) 標章の交付を受けた理由が無くなったとき。
- (3) 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

9 第1項第2号又は第6号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章を亡失し、若しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、警察署長（以下「署長」という。）を経由して除外標章再交付申請書（様式第4号）により公安委員会に標章の再交付を申請することができる。

10 第1項第2号又は第6号に規定する標章の交付を受けた者は、当該標章の記載事項に変更を生じたときは、速やかに署長を経由して除外標章記載事項変更届（様式第5号）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて、公安委員会に提出し、当該標章の変更に係る事項の記載を受けなければならない。

（信号に用いる灯火）

第2条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に用いる灯火の色及び光度は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 100メートルの距離から確認できるもの

(警察署長に委任する交通規制)

第3条 法第5条第1項の規定により署長に委任する交通規制は、令第3条の2第1項各号に規定するもので、その適用期間が1月を超えないものとする。

(高速自動車国道における権限)

第3条の2 法の規定により署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道及び自動車専用道路に係るものは、法第114条の3の規定により、茨城県警察本部交通部高速道路交通警察隊長が行うものとする。

(信号機の設置又は管理の委任)

第4条 法第5条第2項の規定による信号機の設置又は管理に係る事務を委任する場合は、交通信号機の設置、管理委任書(様式第10号)を交付して行うものとする。

第2章 車両の交通方法

(緊急自動車等の指定)

第5条 令第13条第1項の規定により緊急自動車の指定を受けようとする者又は令第14条の2第2号の規定により道路維持作業用自動車の指定を受けようとする者は、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写しその他の自動車の使用者の住所及び氏名又は所在地及び名称並びに自動車登録番号、車両番号又は標識番号を証する書面の写し(次条第1項第1号において「自動車検査証の写し等」という。)

(2) 指定に必要な自動車の装備を明らかにした図面等申請内容を疎明する書類

2 公安委員会は、前項の申請に基づき緊急自動車等の指定をしたときは、緊急自動車にあつては緊急自動車指定証(様式第12号)を、道路維持作業用自動車にあつては道路維持作業用自動車指定証(様式第13号)をそれぞれ交付するものとする。

(緊急自動車等の届出)

第6条 令第13条第1項の規定により緊急自動車の届出をしようとする者又は令第14条の2第1号の規定により道路維持作業用自動車の届出をしようとする者は、緊急

自動車・道路維持作業用自動車届出書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し等

(2) 届出に必要な自動車の装備を明らかにした図面等届出内容を疎明する書類

2 公安委員会は、前項の届出を受理したときは、緊急自動車にあつては緊急自動車届出確認証（様式第15号）を、道路維持作業用自動車にあつては道路維持作業用自動車届出確認証（様式第16号）をそれぞれ交付するものとする。

（指定証又は届出確認証の備付け等）

第7条 第5条第2項の書面又は前条第2項の書面（以下この条において「指定証等」という。）の交付を受けた者は、当該自動車に指定証等を備え付けておかなければならない。

2 指定証等の交付を受けた者は、指定証等の記載事項について変更が生じたときは、速やかに緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証等記載事項変更届（様式第17号）を公安委員会に届け出なければならない。

3 指定証等の交付を受けた者は、それを亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証等再交付申請書（様式第18号）に指定証等を添えて（亡失の場合を除く。）公安委員会に指定証等の再交付を申請することができる。

4 指定証等の交付を受けた者は、次のいずれかの事情が生じたときは、速やかに緊急自動車・道路維持作業用自動車指定証等返納届（様式第19号）を添えて指定証等を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 当該自動車を廃車し、譲渡し、使用の本拠の位置を他の都道府県に移し、又は緊急自動車若しくは道路維持作業用自動車として使用しなくなったとき。

(2) 指定証等の再交付を受けた後において、亡失した指定証等を発見し、又は回復したとき。

（署長の通行許可）

第8条 令第6条第3号の規定により公安委員会が定める事情は、次に掲げるとおりとする。ただし、通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場所に起点又は終点を有する場合に限る。

(1) 貨物の集配をすること。

- (2) 冠婚葬祭、引っ越しその他の社会生活上やむを得ない理由があること。
- (3) 公益上又は業務上やむを得ない理由があること。

2 法第8条第3項の許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行をするときは、当該許可証を車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあつては携帯）しなければならない。

（最高速度違反に係る指示）

第8条の2 法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為に係る公安委員会の指示は、指示書（様式第22号）を交付して行うものとする。

（署長の駐車許可）

第9条 法第45条第1項ただし書の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

- (1) 申請日時が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車（許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号において同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯ではないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものではないこと。

- (2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（無余地となる場所及び放置駐車となる場所にあっては法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所ではないこと。

- (3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関その他当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難であると認められる用務であること。

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではないこと。

- (4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の5の規定による署長の許可は、車両に係る駐車が次の各号のいずれにも該当する場合に行うものとする。

(1) 申請する日時が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものではないこと。

(2) 駐車する場所及び方法が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 場所については、当該時間制限駐車区間を利用する他の交通を著しく妨害する場所ではないこと。

イ 方法については、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務ではないこと。

(4) 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用が困難と認められること。

ア 重量若しくは長大な貨物の積卸し又は身体の障害その他の理由により移動が困難な者の輸送のために用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第23号）を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。ただし、署長が緊急やむを得ない理由があると認めるときは、当該申請書によらないで許可の申請をす

ることができる。

4 前項において、用務の性質上、許可を受けようとする駐車場所が、同一都道府県内の複数警察署の管轄区域内にまたがる場合、申請書は一つの警察署に提出すれば足りる。

5 第3項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。ただし、署長が認めたときは、一部又は全部を省略することができる。

(1) 許可を受けようとする車両の自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(2) 許可を受けようとする車両の駐車場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称、道路状況等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

6 署長は、第1項及び第2項の規定による許可をする場合において必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要な条件を付することができる。

7 署長は、駐車を許可した場合は、駐車許可証（様式第23号）を交付するものとする。ただし、第3項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

8 前項の駐車許可証の交付が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該駐車許可証の交付を受けた者は、次項の規定に基づく掲示を行う目的その他の正当な目的のために当該駐車許可証の複製を作成するときであつて当該複製が当該駐車許可証の交付を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録されるときを除き、当該駐車許可証に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を複製し、又は複製させてはならない。

9 駐車許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車するときは、当該駐車許可証（前項に規定する場合にあつては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したもの）を当該車両の前面ガラスの内側に前方から見やすいように掲示（前面ガラスのない車両にあつては携帯）しなければならない。

10 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証を亡失し、若

しくは滅失し、又は著しく汚損し、若しくは破損したときは、駐車許可証再交付申請書（様式第23号の2）により署長に駐車許可証の再交付を申請することができる。

11 第7項に規定する駐車許可証の交付を受けた者は、当該駐車許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに駐車許可証記載事項変更届書（様式第24号）に記載事項の変更を証する書面の写しを添えて署長に提出しなければならない。

12 署長は、駐車許可証の交付を受けた者が第6項の規定による許可の条件に違反したとき、又は特別な事情が生じたときは、当該許可を取り消すことができる。

13 駐車許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可証（第3号の場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可証）を廃棄（第8項に規定する場合にあっては、当該駐車許可証に係る電磁的記録を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル及びその者の管理する電磁的記録媒体から消去）しなければならない。

(1) 駐車許可の期間が満了したとき。

(2) 駐車許可証の交付を受けた理由が無くなったとき。

(3) 駐車許可証の再交付を受けた後において、亡失した駐車許可証を発見し、又は回復したとき。

(4) 駐車許可を取り消されたとき。

（確認事務に係る登録申請書等）

第9条の2 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「確認事務委託手続規則」という。）に規定する次の表の左欄に掲げる申請書又は申込書の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

申請書又は申込書の種類	申請書又は申込書の様式
確認事務委託手続規則第2条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する登録申請書	登録・登録更新申請書（様式第25号）
確認事務委託手続規則第7条第1項に規定する受講申込書	駐車監視員資格者講習受講申込書（様式第26号）
確認事務委託手続規則第9条第2項（第10条第5項において準用する場合を含む。）に規定する再交付申請書	駐車監視員資格者講習修了証明書・認定書再交付申請書（様式第27号）

確認事務委託手続規則第10条第2項に 規定する認定申請書	認定申請書（様式第28号）
確認事務委託手続規則第11条第1項に 規定する交付申請書	駐車監視員資格者証交付申請書（様式第 29号）
確認事務委託手続規則第13条第1項に 規定する書換え交付申請書	駐車監視員資格者証書換え交付申請書 （様式第30号）
確認事務委託手続規則第13条第2項に 規定する再交付申請書	駐車監視員資格者証再交付申請書（様式 第31号）

（軽車両の灯火）

第10条 令第18条第1項第5号の規定により軽車両（牛馬を除く。以下同じ。）がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 白色又は淡黄色で、夜間前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認することができる光度を有する前照灯

(2) 橙色又は赤色で、夜間後方100メートルの距離から点灯を確認することができる光度を有する尾灯

2 自転車が法第63条の9第2項本文に定める反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の自転車にあっては、両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、前項の規定にかかわらず尾灯をつけることを要しない。

3 軽車両（自転車を除く。以下この項において同じ。）が、夜間後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射した場合に、橙（とう）色又は赤色の反射光を照射位置から容易に確認できる反射器材（後面の幅が0.5メートル以上の軽車両にあっては両側にそれぞれ1個以上）を備え付けているときは、第1項の規定にかかわらず同項第2号に定める尾灯をつけることを要しない。

（自動車の積載物の高さの制限）

第10条の2 令第22条第3号ハの規定により公安委員会が定める自動車は、別表第3の左欄に掲げる路線名の道路の同表の右欄に掲げる区間を通行する自動車とし、同号ハの規定により公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

（乗車、積載の制限）

第11条 法第57条第2項の規定により公安委員会が定める軽車両の乗車人員又は積載

重量等の制限は、次に掲げるところによる。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(ア) 16歳以上の運転者が、小学校就学の始期に達するまでの者（(ウ)及び(エ)において「未就学児」という。）1人を幼児用座席に乗車させている場合

(イ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合

(ウ) 16歳以上の運転者が、未就学児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。以下同じ。）の幼児用座席に乗車させている場合

(エ) 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人を背負い、ひも等で確実に緊縛し、かつ、未就学児1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させている場合

(オ) タンデム車（2以上の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）であって2人乗り用のものに運転者以外の者1人を乗車させている場合

(カ) 他人の需要に応じ、有償で、三輪の自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗用させている場合

(キ) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

イ 二輪又は三輪の自転車以外の軽車両には、その乗車装置に応じた人員を超えて乗車させないこと。

(2) 積載物の重量の制限は、次のとおりとする。

ア 積載装置を備える自転車にあつては30キログラムを、リヤカーを牽引する場合におけるその牽引されるリヤカーにあつては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

イ 四輪の牛馬車にあつては2,000キログラムを、二輪の牛馬車にあつては1,500

キログラムをそれぞれ超えないこと。

ウ 大車（荷台の面積1.65平方メートル以上の荷車をいう。以下同じ。）にあっては、750キログラムを超えないこと。

エ 牛馬車及び大車以外の荷車（リヤカーを含む。以下同じ。）にあっては、500キログラムを超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこととする。

ア 長さ 自転車にあっては、その積載装置の長さに0.3メートルを加えたもの、牛馬車及び荷車にあっては、その積載装置の長さに0.6メートルを加えたもの

イ 幅 自転車、牛馬車及び荷車は積載装置の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 2メートル（牛馬車にあっては3メートル）からその積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載の方法は、次のとおりとする。

ア 前後 積載装置（牛馬車にあっては乗車装置を含む。）の前後から、自転車にあっては0.3メートルを、自転車以外の軽車両にあっては0.6メートルを超えてはみ出さないこと。

イ 左右 自転車にあってはその積載装置、自転車以外の軽車両にあってはその乗車装置又は積載装置の左右から、それぞれ0.15メートルを超えてはみ出さないこと。

（過積載車両に係る指示）

第11条の2 法第58条の4に規定する過積載車両に係る公安委員会の指示は、指示書（様式第32号）を交付して行うものとする。

（自動車以外の車両の^{けん}牽引制限）

第12条 法第60条の規定により公安委員会が定める自動車以外の車両によってする^{けん}牽引の制限は、次に掲げるところによる。

(1) 原動機付自転車及び軽車両（以下この条において「原動機付自転車等」という。）の運転者は、^{けん}牽引するための装置を有する原動機付自転車等で^{けん}牽引されるための装置を有するリヤカー又はこれに類する車両を^{けん}牽引する場合を除き、他の車両を^{けん}牽引してはならない。ただし、故障その他の理由により^{けん}牽引される二輪の自動車又は一般原動機付自転車（以下この号において「故障車」という。）を^{けん}牽引する

ことがやむを得ない場合において、次のいずれにも該当する方法により原動機付自転車^{けん}で当該故障車を牽引するときは、この限りでない。

ア 牽引する原動機付自転車と故障車の相互を堅ろうなロープ、鎖等（エにおいて「ロープ等」という。）で確実につなぐこと。

イ 故障車に係る運転免許を受けた者を故障車に乗車させてハンドルその他の装置を操作させること。

ウ 牽引する原動機付自転車と故障車の間の距離は、5メートルを超えないこと。

エ 故障車を牽引しているロープ等の見やすい箇所に、0.3メートル平方以上の大きさの白色の布を付けること。

(2) 原動機付自転車等の運転者は、1台を超える車両^{けん}を牽引してはならない。

（過労運転に係る指示）

第12条の2 法第66条の2第1項に規定する過労運転に係る公安委員会の指示は、指示書（様式第33号）を交付して行うものとする。

第3章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第13条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるものとする。

(1) 警音器の機能の不完全な自転車を運転しないこと。

(2) 交通頻繁な道路において、傘を差して自転車を運転しないこと。

(3) 傘を差して原動機付自転車及び二輪の自動車を運転しないこと。

(4) 積雪又は凍結している道路において自動車（二輪のものを除く。）を運転するときは、雪路用タイヤを用い、又はタイヤにチェーンを取り付けるなど滑り止めの措置を講ずること。

(5) 運転操作に支障を及ぼすおそれのあるげた、サンダル、スリッパその他の履物を着用して自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

(6) 後退する場合において、車掌、助手その他の乗務員がいるときは、これらの者に誘導させるなど後方の安全を確認すること。

(7) 二輪の自動車の後部座席に人を乗車させて運転するときは、またがらせること。

(8) 運転中、法第52条第1項の前段の規定による灯火以外の灯火で、他の交通に危険を及ぼすおそれのある灯火をつけないこと。

- (9) 夜間、道路に車両（軽車両を除く。）を駐車するときは、外部から後部反射器が見えるようにしておくこと。
- (10) 車両が故障したときは、当該車両を速やかに道路の左側端に寄せ、又は他の交通の妨げとならない場所に移動する措置を講ずること。
- (11) 令第13条第1項各号に掲げる自動車以外の自動車を運転するときは、緊急自動車の警光灯と紛らわしい灯火を点灯し、又はサイレン音若しくはこれと類似する音を発しないこと。
- (12) 普通自動二輪車（原動機が大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）（以下この号において「普通自動二輪車等」という。）を運転するときは、市町村の条例で定めるところにより当該普通自動二輪車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を当該普通自動二輪車等の後面に見やすいように表示すること。
- (13) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し又は反射するための物を取り付け又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機が大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (14) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを正当な理由なく携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (15) イヤホン又はヘッドホン（以下この号において「イヤホン等」という。）を使用して音楽等を聴くなど安全な運転に必要な音又は声が聞こえないような状態で自動車、原動機付自転車又は自転車を運転しないこと。ただし、難聴者が補聴器を使用する場合又は公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にイヤホン等を使用するときは、この限りでない。

第4章 安全運転管理者等

（自動車の運転の管理に関する教習）

第14条 規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を受けようとする者は、教習申

請書（様式第34号）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の教習を修了した者に対しては、自動車運転管理に関する修了証（様式第35号）を交付するものとする。

（資格認定申請書）

第15条 規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の認定を受けようとする者は、安全運転管理者等資格認定申請書（様式第36号）を公安委員会に提出しなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の安全運転管理者等資格認定申請書の提出を受けた場合において、規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の認定をしたときは、申請者に安全運転管理者等資格認定書（様式第37号）を交付するものとする。

（安全運転管理者等に関する届出）

第16条 規則第9条の13第1項前段に規定する書面及び同条第2項に規定する書面の様式は、安全運転管理者にあつては安全運転管理者に関する届出書（様式第38号）、副安全運転管理者にあつては副安全運転管理者に関する届出書（様式第39号）とする。

- 2 規則第9条の13第1項後段に規定する添付書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 安全運転管理者

ア 住民票の写し、戸籍の抄本又は運転免許証の写しその他の氏名及び生年月日を証する書面の写し

イ 自動車の運転の管理に関する経歴を証する書面（規則第9条の9第1項第2号に規定する教習を修了した者は、第14条第2項の自動車運転管理に関する修了証を添付すること。）又は前条第2項の安全運転管理者等資格認定書

ウ 自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第三の運転記録証明書

(2) 副安全運転管理者

ア 住民票の写し、戸籍の抄本又は運転免許証の写しその他の氏名及び生年月日を証する書面の写し

イ 自動車の運転の管理に関する経歴を証する書面、自動車の運転の経験を疎明する書面又は前条第2項の安全運転管理者等資格認定書

ウ 自動車安全運転センター法施行規則別記様式第三の運転記録証明書

(安全運転管理者証等の交付)

第17条 公安委員会は、法第74条の3第5項の規定による選任の届出の際に、安全運転管理者証（様式第40号）又は副安全運転管理者証（様式第41号）の交付を希望する旨の申出があったときは、これを交付するものとする。

(解任命令)

第18条 法第74条の3第6項の規定により公安委員会が解任を命ずるときは、安全運転管理者にあっては安全運転管理者解任命令書（様式第42号）、副安全運転管理者にあっては副安全運転管理者解任命令書（様式第43号）をそれぞれ交付するものとする。

(是正命令)

第18条の2 法第74条の3第8項の規定による自動車の使用者に対する是正命令は、是正命令書（様式第43号の2）を交付して行うものとする。

(報告又は資料の提出命令)

第19条 法第75条の2の2第1項の規定による自動車の使用者又は安全運転管理者に対する報告又は資料の提出命令は、安全運転管理に関する報告・資料提出命令書（様式第44号）を交付して行うものとする。

2 法第75条の2の2第2項の規定による速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関しての自動車の使用者に対する報告又は資料の提出命令は、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関する報告・資料提出命令書（様式第45号）を交付して行うものとする。

(自動車の使用制限処分のお知らせ)

第20条 法第75条第2項及び第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の命令は、自動車の使用制限書（様式第46号）を交付して行うものとする。

(放置関係使用制限処分のお知らせ)

第21条 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の命令は、車両の使用制限書（様式第47号）を交付して行うものとする。

第5章 道路の使用等

(道路における禁止行為)

第22条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次の各号に掲

げるものとする。

- (1) みだりに道路に交通の妨害となるような泥土、汚水、ごみ、くず等をまき、又は捨てること。
- (2) 交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路に突き出すこと。
- (3) 凍結するおそれのあるときに、道路に水をまくこと。
- (4) 交通頻繁な道路において、たき火をすること。
- (5) 牛、馬、羊等の家畜を道路に放し、又は交通の妨害となるような方法でつないでおくこと。
- (6) 車両等の運転者の眼をげん惑するような光をみだりに道路に投射すること。
- (7) 進行中の車両等から広告、宣伝ビラその他の物を散布し、又はみだりに身体若しくは物を出すこと。
- (8) 車両等に乗降する際、他の交通に対する安全を確認しないで乗降口のドアを開閉すること。
- (9) 道路において、洗車、車両の修理等（応急修理を除く。）をすること。
- (10) 交通頻繁な橋の上において、釣り、投網をすること。
- (11) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹その他これらに類するものを使用すること。
- (12) 道路において、車両から旗、鉄パイプ、木刀、金属バットその他これらに類するものを突き出し、又は振り回すこと。

（道路使用の許可）

第23条 法第77条第1項第4号の規定により署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるものとする。ただし、公職選挙法に基づく選挙運動又は選挙運動期間中における政治活動のために行うものについては、この限りでない。

- (1) 道路において、祭礼行事、記念行事、式典、競技会、仮装行列、パレード、街頭行進その他これに類する催物をする事。
- (2) 道路において、ロケーション、撮影会、街頭録音会等をする事。
- (3) 演説、演芸、奏楽、放送、映写その他の方法により道路に人寄せをする事。
- (4) 道路において、消防、水防、避難、救護その他の訓練を行う事。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これに類するものを持ち、

楽器を鳴らし、又は特異な装いをして広告若しくは宣伝をすること。

- (6) 道路において、広告、宣伝のため車両等に著しく人目をひくような装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 道路において、広告、宣伝のため車両等に拡声器、ラジオ、テレビ、映写機等を備え付けて、放送又は映写をすること。
- (8) 交通頻繁な道路において、寄付を募集し、若しくは署名を求め、又は物を販売し、若しくは交付すること。
- (9) 交通頻繁な道路において、広告、宣伝等のため、印刷物その他の物を通行する者に配布すること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる実証実験をすること。

第6章 運転免許

(運転免許試験場)

第24条 法第89条第1項の運転免許試験（以下「運転免許試験」という。）、法第89条第3項の検査（以下「検査」という。）及び法第100条の2の再試験（以下「再試験」という。）は、次項に規定する場合及び規則第22条第1項の規定により公安委員会が別に他の道路又は場所を指定した場合を除き、次の各号に掲げる場所において、それぞれ当該各号に定める種類のものを行うものとする。

- (1) 茨城県警察本部交通部運転免許センター 全ての種類の運転免許試験、検査及び再試験
- (2) 茨城県高萩警察署、茨城県鹿嶋警察署、茨城県下妻警察署及び茨城県取手警察署 準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験で法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について行うもの（法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当する者に対するものに限る。）
- (3) 茨城県つくば警察署つくば北警察センター 第一種運転免許の運転免許試験で法第97条第1項第1号に掲げる事項について行うもの（法第97条の2第3項に該当する者であって令第34条の4第2項に掲げる試験の免除の適用を受けるものに限る。）
- (4) 公安委員会が指定する施設 小型特殊自動車免許、原動機付自転車免許、大型

特殊自動車免許及び牽引^{けん}免許の運転免許試験並びに大型自動車仮免許、中型自動車仮免許、準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の運転免許試験で法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について行うもの（法第97条の2第1項第2号に該当する者に対するものに限る。）

- 2 準中型自動車免許及び普通自動車免許の運転免許試験で法第97条第1項第1号及び第3号に掲げる事項について行うもの（法第97条の2第1項第1号及び第2号に該当する者に対するものに限る。）は、前項第1号及び第2号に掲げる場所のほか、公安委員会が指定する施設において行うことができる。

（試験又は検査の日時等の指定）

第25条 運転免許試験又は検査は、免許の申請をした者に対し、試験又は検査の日時及び場所を指定して行うものとする。

- 2 前項の規定による指定は、免許の申請をした者が受けようとする免許の種類に応じ、試験又は検査の日時及び場所を記載した運転免許試験受験票（様式第48号）若しくは運転免許試験受験票（原付用）（様式第48号の2）又は技能検査受検票（様式第49号）を交付して行うものとする。

（合格の発表）

第26条 運転免許試験、検査及び再試験の実施結果は、当該運転免許試験、検査又は再試験を実施した場所において発表するものとする。

（適性検査受検命令書）

第26条の2 法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による適性検査の受検の命令は、適性検査受検命令書（様式第50号）により行うものとする。

（診断書提出命令書）

第26条の3 法第90条第8項又は法第103条第6項の規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（様式第51号）により行うものとする。

- 2 法第102条第1項から第3項までの規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（様式第52号）により行うものとする。

- 3 法第102条第4項の規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（様式第53号）により行うものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、運転免許試験に合格した者が法第90条第1項第1号の2に該当する者であり、又は免許を受けた者が法第103条第1項第1号の2に該当するこ

ととなったと疑う理由がある場合における法第102条第4項の規定による医師の診断書の提出命令は、診断書提出命令書（様式第53号の2）により行うものとする。

（合格の決定の取消しの通知）

第27条 法第97条の3第2項に規定する通知は、合格決定取消通知書（様式第54号）により行うものとする。

（申請書の写真添付の省略）

第28条 規則第21条第6項、規則第21条の2第3項、規則第21条の9第3項、規則第29条第3項（規則第29条の2第3項において準用する場合を含む。）、規則第30条の7第4項、規則第30条の8第2項及び規則第30条の11第2項の規定により、規則第21条第2項、規則第21条の2第1項、規則第21条の9第1項、規則第29条第1項、規則第29条の2第1項及び規則第30条の7第1項（法第104条の4第1項後段の申出に係るものに限る。）並びに第29条の5第1項及び第5項に規定する申請書には、それぞれ申請用写真の添付を要しない。ただし、申請者又は申出者の免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

（認知機能検査受検の申請）

第28条の2 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定による認知機能検査を受ける者については、認知機能検査受検申請書（様式第55号）により申請するものとする。

（認知機能検査員）

第28条の3 前条の認知機能検査に従事しようとする者は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第1号ロの規定により公安委員会が行う審査（以下この条において「認知機能検査員審査」という。）に合格し、又は公安委員会が行う講習（以下「認知機能検査員講習」という。）を受けなければならない。

2 認知機能検査員審査は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるかどうかを確認することにより行うものとする。

- (1) 認知症（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症をいう。第29条の3において同じ。）について専門的な知識及び技能を有する医師
- (2) 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了し

た者

(3) 他の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第1号ロに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

(4) 自動車安全運転センターが行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者

3 認知機能検査員審査を受けようとする者は、認知機能検査員審査申請書（様式第55号の2）に前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面の写しを添付して公安委員会に申請しなければならない。

4 認知機能検査員審査に合格した者に対しては、認知機能検査員審査合格証（様式第55号の3）を交付するものとする。

（運転技能検査の受検の申請）

第28条の4 法第97条の2第1項第3号若しくは第5号又は第101条の4第3項の規定による運転技能検査を受ける者については、運転技能検査受検申請書（様式第55号の4）により申請するものとする。

（高齢者講習指導員の要件）

第28条の5 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習（以下この条において「高齢者講習」という。）における指導に従事する者（第3号アにおいて「高齢者講習指導員」という。）の要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 21歳以上の者であること。

(2) 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号に規定する運転適性指導をいう。

次号アにおいて同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を

経過していない者

ウ 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪（イに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(4) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 運転適性検査・指導者資格者証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者

(イ) 公安委員会が運転適性指導に関する業務に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

イ 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便性を図るため、高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合は、この限りでない。

(ア) 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

(イ) 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、(ア)に掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和4年5月12日以前に、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者で、運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第5号）附則第5条に規定する都道府県公安委員会が指定する研修（ウにおいて「運転技能検査員養成講習という。）を受けているもの

イ 令和4年5月13日以後に、公安委員会が行う高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

ウ 令和4年3月31日以前に、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に

関する国家公安委員会が指定する講習として自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修（令和４年３月31日以前に実施された高齢者講習指導員研修を含む。）を終了した者で、運転技能検査員養成講習を受けているもの

エ 令和４年４月１日以後に、高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習として自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修を終了した者

- 2 前項第４号ア(イ)の規定による公安委員会の認定を受けようとする者は、公安委員会が行う講習（以下「運転適性指導業務認定講習」という。）を受けなければならない。

（臨時適性検査通知書）

第29条 法第102条第１項から第３項までの規定に該当する者に対する同条第６項に規定する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（様式第56号）により行うものとする。

- 2 法第102条第４項の規定による運転免許試験（仮免許の運転免許試験を除く。）に合格した者に対する同条第６項に規定する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（様式第57号）により行うものとする。

- 3 法第102条第４項の規定による仮免許の運転免許試験に合格した者に対する同条第６項に規定する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（仮運転免許）（様式第58号）により行うものとする。

- 4 法第102条第４項又は第５項の規定による免許（仮免許を除く。）を受けた者に対する同条第６項に規定する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（様式第59号）により行うものとする。

- 5 法第102条第４項又は第５項の規定による仮免許を受けた者に対する同条第６項に規定する適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（仮運転免許）（様式第60号）により行うものとする。

- 6 第２項から前項までの規定にかかわらず、運転免許試験に合格した者が法第90条第１項第１号の２に該当する者であり、又は免許を受けた者が法第103条第１項第１号の２に該当することとなったと疑う理由がある場合において法第102条第４項の規定に

より臨時に適性検査を行おうとするときの同条第6項に規定する通知は、臨時適性検査通知書（様式第60号の2）により行うものとする。

（医師に対する概要の説明書）

第29条の2 第26条の3第2項の診断書提出命令書及び前条第1項の臨時適性検査通知書には、医師に対する概要の説明書（様式第61号の2）を添付するものとする。

2 第26条の3第4項の診断書提出命令書及び前条第6項の臨時適性検査通知書には、医師に対する概要の説明書（様式第61号の3）を添付するものとする。

（医師の指定）

第29条の3 規則第18条の4第1項、規則第29条の3第2項（規則第37条の2の2において準用する場合を含む。）及び規則第29条の5第1項の診断を行う医師の指定（以下「医師の指定」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる専門医のうちから行うものとする。

病気等		当該病気等の専門医
統合失調症 そううつ病 その他精神障害		精神保健指定医
てんかん		日本てんかん学会専門医又は日本てんかん学会が認める医師
再 発 性 の 失 神	神経起因性失神	内科医のうち当該病気の専門的知識及び経験を有すると認められる医師
	不整脈	日本循環器学会専門医又は日本胸部外科学会認定医
	植込み型除細動器を植え込んでいる場合	植込み型除細動器を植え込んでいる者に対する適性検査については、上記資格に加え、日本不整脈学会の主催するICD研修履修者であることが必要
無自覚性の低血糖症	薬剤性低血糖症	日本糖尿病学会専門医
	その他の低血糖症	日本内分泌学会専門医又は日本糖尿病学会専門医
重度の眠気の症状を呈する睡眠障		日本睡眠学会が当該病気についての専門的

害		知識及び経験を有すると認める医師又はこれに準ずる医師
認知症		認知症疾患医療センター、日本老年精神医学会、日本認知症学会等の専門医
脳卒中		神経内科専門医又は脳神経外科専門医
アルコール等の中毒者		精神保健指定医
身	視聴覚障害	眼科医又は耳鼻咽喉科医
体	筋ジストロフィー	神経内科専門医
の	パーキンソン病	
障	その他の神経系の病気	
害	その他	整形外科医

2 前項の規定により指定を受けた医師に対しては、指定書（様式第62号）を交付するものとする。

（指定の公示）

第29条の4 前条第1項の規定により医師の指定を行ったときは、その氏名並びに勤務する病院又は診療所の名称及び所在地を公示するものとする。

（運転経歴証明書等の申請等）

第29条の5 法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（以下「運転経歴証明書」という。）の交付若しくは同条第3項に規定する運転経歴情報（以下「運転経歴情報」という。）の記録又はその双方の申請は、運転経歴証明書交付等申請書（登録票）（様式第63号）により行うものとする。

2 運転経歴情報の記録を受けた者が前項の規定による運転経歴証明書の交付の申請に併せて規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出をしようとするときは、第7項の規定にかかわらず、前項の申請書に運転経歴情報の抹消を受ける旨を記載して行うものとする。

3 運転経歴証明書を有する者が第1項の規定による運転経歴情報の記録の申請に併せて規則第30条の12第2項又は第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出をしようとするときは、第6項の規定にかかわらず、第1項の申請書に運転経歴証明書を返納する旨を記載して行うものとする。

4 規則第30条の10の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出又は規則第

30条の15第1項及び第2項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所、氏名又は生年月日の変更の届出は、運転経歴証明書記載事項変更届出書（様式第64号）により行うものとする。

- 5 規則第30条の11の規定による運転経歴証明書の再交付若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下この項において同じ。）に運転経歴情報の記録を受けた者のその所有に係る個人番号カードの再交付に係る運転経歴情報の記録若しくはその双方の申請又は運転経歴情報記録個人番号カードに記録された写真の変更に係る運転経歴情報の記録の申請は、運転経歴証明書再交付等申請書（様式第65号）により行うものとする。
- 6 規則第30条の12第2項又は第3項の規定による運転経歴証明書の返納の届出は、運転経歴証明書返納届（様式第65号の2）により行うものとする。
- 7 規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出は、運転経歴情報抹消届（様式第65号の3）により行うものとする。

第7章 講習

（講習の受講の申請等）

第30条 次の表の左欄に掲げる講習の受講の申請又は申出は、それぞれ同表の右欄に掲げる書面により行うものとする。ただし、公安委員会が別に定める場合は、この限りでない。

講習の種類	受講申請書又は受講申出書の様式
第28条の3第1項の講習	認知機能検査員講習受講申請書（様式第66号）
第28条の5第2項の講習	運転適性指導業務認定講習受講申請書（様式第66号の2）
法第108条の2第1項第1号の講習	安全運転管理者等講習受講申請書（様式第67号）
法第108条の2第1項第2号の講習	取消処分者講習受講申請書（様式第68号）
法第108条の2第1項第3号の講習	停止処分者講習受講申出書（様式第69号）

法第108条の2第1項第4号の講習	大型車・中型車・準中型車・普通車講習受講申請書（様式第70号）	
法第108条の2第1項第5号の講習	大型二輪車・普通二輪車講習受講申請書（様式第71号）	
法第108条の2第1項第6号の講習	原付講習受講申請書（様式第72号）	
法第108条の2第1項第7号の講習	旅客車講習受講申請書（様式第73号）	
法第108条の2第1項第8号の講習	応急救護処置講習受講申請書（様式第74号）	
法第108条の2第1項第9号の講習	指定自動車教習所職員講習受講申請書（様式第75号）	
法第108条の2第1項第11号の講習	特定失効者及び特定取消処分者並びに經由申請をする者以外の者による申請	更新時講習受講申請書（様式第76号）
	特定失効者又は特定取消処分者による申請	更新時講習受講申請書（特定失効者・特定取消処分者用）（様式第77号）
	經由申請をする者による申請	更新時講習受講申請書（經由申請用）（様式第78号）
法第108条の2第1項第12号の講習	高齢者講習受講申請書（様式第79号）	
法第108条の2第1項第13号の講習	違反者講習受講申請書（様式第82号）	
法第108条の2第1項第14号の講習	若年運転者講習受講申請書（様式第82号の2）	
法第108条の2第1項第15号の講習	特定小型原動機付自転車運転者講習受講申請書（様式第83号）	

法第108条の2第1項第16号の講習	自転車運転者講習受講申請書（様式第83号の2）
法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合するもの	特定任意講習受講申請書（様式第84号）
法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合するもの	特定任意高齢者講習受講申請書（様式第87号）
備考 この表及び別表における「特定失効者」とは、法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者をいい、「特定取消処分者」とは、法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者をいい、「経由申請」とは、法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を経由して行う更新申請書の提出をいう。	

（講習の日時等の指定）

第31条 次の表の左欄に掲げる講習は、受講の申請又は申出をした者に対しそれぞれ同表の右欄に掲げる通知書を交付することにより、その日時及び場所を指定して行うものとする。

講習の種類	通知書の様式
法第108条の2第1項第2号の講習	取消処分者講習通知書（様式第88号）
法第108条の2第1項第3号の講習	停止処分者講習通知書（様式第89号）

法第108条の2第1項第11号の講習（規則第38条第11項第1号の表の3の項の違反運転者等に対する講習及び同表の4の項の違反運転者等以外の違反運転者等に対する講習に限る。）で茨城県警察本部交通部運転免許センターにおいて行うもの以外のもの	違反・初回講習受講通知書（様式第90号）
--	----------------------

（講習の時間）

第31条の2 次の表の左欄に掲げる講習は、受講の申請をした者に対し、それぞれ同表の右欄に掲げる時間行うものとする。

講習の種類		時間
第28条の5第2項の運転適性指導業務認定講習		14時間
法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習等に関する規則第2条に定める基準に適合するもの		2時間
法第108条の2第2項の講習で運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合するもの	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習	2時間
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習	1時間

（書面の交付）

第32条 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対しては認知機能検査員講習終了証（様式第90号の2）を、運転適性指導業務認定講習を終了した者に対しては運転適性指導業務認定講習修了証（様式第90号の3）を、法第108条の2第1項第1号の講習を終了した者に対しては安全運転管理者等講習修了証（様式第91号）を、同項第9号の講習を終了した者に対しては指定自動車教習所職員講習修了証（様式第92号）を、それぞれ交付するものとする。

（認知機能検査員講習）

第32条の2 認知機能検査員講習を受けることができる者は、認知機能検査員講習を受ける日における年齢が21歳以上の者とする。

2 認知機能検査員講習は、次の表の左欄に掲げる講習項目について、それぞれ同表の右欄に掲げる時間行うものとする。

講習の種類	講習内容	時間
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	1 認知症の実態及び認知症に関する基礎理論 2 認知症の症状及び対応方法	90分
高齢運転者対策の概要	1 高齢運転者の交通事故情勢 2 認知機能検査の内容 3 認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 4 運転免許証の自主返納制度及び運転経歴証明書制度 5 安全運転相談	60分
認知機能検査の実施方法	1 認知機能検査の実施方法 2 検査結果の採点方法 3 検査結果の伝達方法 4 認知機能検査の模擬実施	150分

3 前項の場合において、次に掲げる講習又は研修を終了した者については、その申出により、前項に規定する講習項目のうち高齢者と認知症の実態及び基礎理論並びに高齢運転者対策の概要の講習項目の受講を免除するものとする。

(1) 認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指

導員補充講習

- (2) 前号の講習を終了した者が同講習の内容を伝達することによる講習
 - (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修
 - (4) 平成21年4月1日から平成25年3月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修
- 4 前項の規定による講習項目の受講の免除を受けようとする者は、同項に規定する講習又は研修を終了したことを証する書面の写しを公安委員会に提出しなければならない。

(指定の申請書等)

第33条 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定講習機関規則」という。）第2条第1項に規定する申請書の様式は、指定講習機関指定申請書（様式第93号）のとおりとする。

- 2 指定講習機関規則第2条第2項第4号、第6号、第9号及び第10号に掲げる添付書類は、それぞれ運転習熟指導員名簿（様式第94号）又は運転適性指導員名簿（様式第95号）、運転習熟指導員選任証明書（様式第96号）又は運転適性指導員選任証明書（様式第97号）、特定講習使用自動車等目録（様式第98号）及び特定講習計画書（様式第99号）のとおりとする。

(指定の方法等)

第34条 公安委員会は、法第108条の4第1項の規定による指定を行うときは、指定書（様式第100号）を交付して行うものとする。

(名称等の変更届出)

第35条 指定講習機関規則第4条第1項及び第3項に規定する届出は、名称等の変更届出書（様式第101号）を公安委員会に提出して行うものとする。

(運転適性指導員等の解任命令)

第36条 公安委員会は、法第108条の5第3項の規定による命令を行うときは、当該指定講習機関に対し解任命令書（様式第102号）を交付して行うものとする。

(講習業務規程の認可申請書等)

第37条 指定講習機関規則第9条第1項に規定する申請書の様式は、講習業務規程認可申請書（様式第103号）のとおりとする。

2 指定講習機関規則第9条第2項に規定する申請書の様式は、講習業務規程変更認可申請書（様式第104号）のとおりとする。

（適合命令）

第38条 公安委員会は、法第108条の8第1項の規定により命令を行うときは、当該指定講習機関に対し適合命令書（様式第105号）を交付して行うものとする。

（講習の休廃止の許可申請）

第39条 指定講習機関規則第14条第1項に規定する申請書の様式は、講習休廃止許可申請書（様式第106号）のとおりとする。

（指定講習機関の指定の取消し）

第40条 公安委員会は、法第108条の11第1項又は同条第2項の規定により指定の取消しを行うときは、当該指定講習機関に対し指定講習機関指定取消通知書（様式第107号）を交付して行うものとする。

（電磁的記録媒体による手続）

第41条 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第13条の電磁的記録媒体は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格に適合するものであって、茨城県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に接続することができるものでなければならない。

第7章の2 地域交通安全活動推進委員等

（地域交通安全活動推進委員の委嘱に係る公示）

第42条 公安委員会は、法第108条の29第1項の規定により地域交通安全活動推進委員を委嘱したときは、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号）第1条第2項に規定する措置として、当該推進委員の氏名、連絡先及び活動区域を公示するものとする。

2 前項の公示は、茨城県報に登載して行うものとする。

第43条 法第108条の30第1項に定める地域交通安全活動推進委員が地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域は、茨城県警察の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年茨城県条例第34号）第3条に定める警察署の管轄区域とする。

第8章 雑則

（監督行政庁等に対する通知）

第44条 法第75条第3項及び法第75条の2第3項の規定による監督行政庁からの意見

の聴取を行う場合において、法第75条第2項及び第75条の2第1項の規定に基づくときは、自動車の使用制限に関する意見照会書（様式第108号）により行い、法第75条の2第2項の規定に基づくときは、車両の使用制限に関する意見照会書（様式第109号）により行うものとする。

（道路管理者等に対する通知）

第45条 法第110条の2第3項ただし書（同条第4項後段において準用する場合を含む。）の規定による道路管理者に対する交通の規制に係る事項の通知は、交通規制の実施について（様式第110号）により行うものとする。

2 法第110条の2第5項後段の規定による地方公共団体に対する停車及び駐車又は駐車の禁止の通知は、駐停車（駐車）の禁止について（様式第111号）により行うものとする。

（権限の委任）

第46条 この規則の施行に関して必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和53年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際、現に改正前の茨城県道路交通法施行細則の規定により公安委員会に対してされている各種の申請その他の手続又は公安委員会がした処分については、それぞれ改正後の茨城県道路交通法施行細則の相当規定により公安委員会に対してされた手続又は公安委員会がした処分とみなす。
- 4 道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和53年8月18日政令第313号）附則第5項の規定に基づき公安委員会に提出された文書は、改正後の茨城県道路交通法施行細則第6条第1項に定める届出書とみなす。

附 則 （昭和56年3月19日公安委員会規則第5号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 （昭和60年12月19日公安委員会規則第19号）

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 （昭和61年3月6日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和62年 3 月19日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、昭和62年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 2 年 8 月29日公安委員会規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成 2 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に法第84条第 2 項の第一種運転免許を受けている者で、当該第一種運転免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して 1 年に達しないものについては、改正前の第32条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 （平成 2 年12月20日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 4 年10月15日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成 4 年11月 1 日から施行する。

附 則 （平成 6 年 5 月 6 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 6 年 5 月10日から施行する。

附 則 （平成 6 年 9 月30日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 8 月23日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 8 年 8 月29日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 （平成10年 3 月26日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成10年10月 1 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成10年10月 8 日から施行する。

附 則 （平成11年 6 月14日公安委員会規則第 4 号抄）

- 1 この規則は、交付の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の〔中略〕茨城県道路交通法施行細則〔中略〕に規定する様式による書面については、改正後の〔中略〕茨城県道路交通法施行細則〔中略〕に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合においては、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名する

ことができる。

附 則 （平成11年10月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則 （平成12年3月31日公安委員会規則第6号抄）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成12年6月22日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成12年7月19日から施行する。

附 則 （平成13年3月22日公安委員会規則第4号）

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条の次に2条を加える改正規定、第4条の改正規定及び第23条の改正規定は、平成13年7月1日から施行する。
- 2 茨城県地域交通安全活動推進委員運営規則（平成3年茨城県公安委員会規則第2号）は、廃止する。
- 3 警察署長が道路交通法（昭和35年法律第105号）第8条第2項の許可をしたとして交付した標章で、この規則の施行の際、現にその効力を有しているものは、改正後の茨城県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第8条第2項の規定により交付された標章とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に改正前の茨城県道路交通法施行細則の規定によりされている申請、届出その他の手続は、新規則の相当規定によりされた手続とみなす。
- 5 道路交通法第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制（昭和45年茨城県公安委員会告示第9号。以下「告示第9号」という。）の規定により交付された標章で、附則第1項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現にその効力を有しているものは、新規則第1条の3の相当規定により交付した標章とみなす。
- 6 附則第1項ただし書に掲げる改正規定の施行の際現に告示第9号の規定によりされている標章の交付の申請は、新規則第1条の3の相当規定によりされた申請とみなす。

附 則 （平成13年8月30日公安委員会規則第8号）

この規則は、平成13年9月1日から施行する。

附 則 （平成14年5月30日公安委員会規則第7号）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。ただし、第13条に2号を加える改

正規定及び第22条第12号の改正規定は、平成14年7月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の茨城県道路交通法施行細則の規定によりされている申請、届出その他の手続は、改正後の茨城県道路交通法施行細則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則 （平成16年3月22日公安委員会規則第3号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の茨城県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表第2に掲げる道路の区間を通行した自動車についての新規則第10条の2の規定の適用については、同条中「4.1メートル」とあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則 （平成16年10月21日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 （平成17年1月13日公安委員会規則第1号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔前略〕第16条の規定 平成17年1月21日

(2)～(4) 〔略〕

附 則 （平成17年3月31日公安委員会規則第6号）

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日〔平成18年6月1日〕から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年7月28日公安委員会規則第10号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔前略〕第20条の規定 平成17年8月1日

(2) 〔略〕

(3) 〔前略〕第21条の規定 平成17年9月12日

(4) 〔前略〕第22条の規定 平成17年10月1日

(5) 〔略〕

附 則 （平成17年9月15日公安委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年12月 8 日公安委員会規則第14号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 〔前略〕第23条の規定 平成18年 1 月 1 日
- (2) 〔前略〕第24条の規定 平成18年 2 月20日
- (3) 〔前略〕第25条の規定 平成18年 3 月19日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年 3 月27日

附 則 （平成18年 2 月23日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。ただし、第23条の改正規定は平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成18年 4 月 6 日公安委員会規則 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年 5 月18日公安委員会規則第10号）

この規則は、平成18年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成19年 3 月 8 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 一般国道468号の項の改正規定は、平成19年 3 月10日から施行する。

附 則 （平成19年 5 月31日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成19年 6 月 2 日から施行する。

附 則 （平成19年 8 月20日公安委員会規則第12号）

- 1 この規則は、平成19年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行前に交付された改正前の茨城県道路交通法施行規則（以下「旧規則」という。）第 1 条の 3 第 1 項第 2 号エ及び同項第 6 号オの規定による様式第 1 号及び様式第 1 号の 3 の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の茨城県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の第 1 条の 3 第 4 項の規定による様式第 1 号及び様式第 1 号の 3 の標章とみなす。
- 3 旧規則第 1 条の 3 第 1 項第 6 号オ(カ)、(キ)及び(ク)の規定による様式第 1 号の 7 の標章の交付を受けていた者（新規則の適用を受けるものを除く。）に対する新規則の適用については、平成22年 8 月31日までの間は、新規則第 1 条の 3 第 4 項に規

定するものとみなす。

- 4 公安委員会は、新規則第1条の3第2項の規定により、同条第1項第6号カのいずれかに該当する者から様式第1号の5又は様式第1号の8の標章の交付の申請を受けた場合において、当該申請者が使用中の車両に掲出するため現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引換えに、同条第4項の規定による標章の交付を行うものとする。

附 則 （平成19年9月18日公安委員会規則第14号）

この規則は、平成19年9月19日から施行する。

附 則 （平成19年11月8日公安委員会規則第16号）

この規則は、平成19年11月14日から施行する。

附 則 （平成20年3月21日公安委員会規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第3高速自動車国道北関東自動車道及び一般国道50号の項の改正規定は、平成20年4月12日から施行する。

附 則 （平成20年5月29日公安委員会規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

（車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則の廃止）

- 2 車両の運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納付すべき負担金の額を定める規則（昭和62年茨城県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行前に改正前の規則の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 （平成20年12月11日公安委員会規則第12号）

この規則は、平成20年12月16日から施行する。ただし、別表第3高速自動車国道北関東自動車道の改正規定は、平成20年12月20日から施行する。

附 則 （平成21年3月12日公安委員会規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3一般国道468号の項の改正規定は、平成21年3月21日から施行する。

附 則 （平成21年5月14日公安委員会規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。ただし、第28条の次に2条を加える改正規定(第28条の3を加える部分に限る。)、第30条の表の改正規定、別表第1の改正規定(第28条の3の規定による認知機能検査員講習の受講申請の項を加える部分に限る。)及び様式第27号の7の次に1様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(認知機能検査に関する規定の読替え)

- 2 公布の日から同年5月31日までの間は、この規則による改正後の第28条の3の規定中「前条の認知機能検査」及び様式第27号の8の規定中「道路交通法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項に規定する認知機能検査」とあるのは、それぞれ「介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する記憶機能及びその他の認知機能に関する検査」と読み替えて同条及び同様式の規定を適用する。

附 則 (平成21年5月28日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日公安委員会規則第12号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月4日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成22年4月19日から施行する。ただし、別表第2の改正規定及び様式第1号の6の改正規定は平成22年4月1日から、別表第3の改正規定は平成22年3月6日から施行する。

附 則 (平成22年4月22日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成22年4月24日から施行する。

附 則 (平成22年10月28日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日公安委員会規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年 7 月 5 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

附 則 （平成25年 3 月21日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成25年 5 月16日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成25年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成25年 5 月30日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成26年 3 月24日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成26年 6 月12日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （平成26年12月18日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年 3 月19日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成27年 5 月28日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

附 則 （平成27年 7 月30日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （平成28年 3 月22日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成28年 3 月28日から施行する。

附 則 （平成28年 3 月24日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成28年 3 月31日公安委員会規則第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成28年 7 月 7 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、交付の日から施行する。

附 則 （平成29年 2 月 9 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3一般国道468号の項の改正規定は、平成29年2月26日から施行する。

附 則 （平成29年3月6日公安委員会規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則 （平成29年3月23日公安委員会規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 （平成29年6月29日公安委員会規則第11号）

（施行期日）

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

附 則 （平成29年12月28日公安委員会規則第13号）

（施行期日）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則 （平成30年1月25日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成30年2月3日から施行する。

附 則 （平成30年3月22日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 （平成31年3月7日公安委員会規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 （令和元年7月4日公安委員会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年7月18日公安委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、令和元年7月31日から施行する。

附 則 （令和元年8月29日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年11月28日公安委員会規則第4号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則 （令和2年3月19日公安委員会規則第9号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 11 月 26 日公安委員会規則第 16 号）

この規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 4 月 1 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 4 月 15 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 12 月 16 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、令和 4 年 1 月 4 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 17 日公安委員会規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 5 月 12 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 10 月 27 日公安委員会規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 16 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 30 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 6 月 29 日公安委員会規則第 8 号）

1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の第 9 条第 5 項の規定により交付されている駐車禁止場所・時間制限駐車区間における駐車許可証は、改正後の第 9 条第 5 項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

附 則 （令和 6 年 6 月 27 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 10 月 10 日公安委員会規則第 15 号）

1 この規則は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （令和 7 年 3 月 6 日公安委員会規則第 1 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 7 年 5 月 30 日公安委員会規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。ただし、様式第 26 号の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規定による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この規定の施行の際現に改正前の第 9 条第 5 項の規定により交付されている駐車許可証は、改正後の第 9 条第 7 項の規定により交付された駐車許可証とみなす。

附 則 （令和 7 年 7 月 24 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 12 月 15 日公安委員会規則第 12 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 12 月 15 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 8 年 8 月 17 日公安委員会規則第 10 号）

この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に 1 号を加える改正規定及び別表第 1 の改正規定は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1 （第 1 条関係）

申請、届出等の種類	経由する警察署長等
第 1 条の 3 第 1 項第 2 号オ又は同条第 7 項から第 10 項までの規定による車両の通行禁止の規制の対象から除外する車両の標章の交付の申請、再交付の申請、返納又は記載事項の変更の届出	除外の指定を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署長
第 1 条の 3 第 1 項第 6 号オ又は同条第 7 項から第 10 項までの規定による駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両の標章の交付の申請、再交付の申請、返納又は記載事項の変更の届出	
第 1 条の 3 第 1 項第 6 号カ又は同条第 7 項から第 10 項までの規定による駐車禁止、時間制限駐車区間及び高齢運転者等専用時間制限駐車区間の規制の対象から除外する車両の標章の交付の申請、再交付の申請、返納又は記載事項の変更の届出	標章の交付を受けようとする者の住所 地を管轄する警察署長
令第 13 条第 1 項の規定による緊急自動車の指定の申請	交通総務課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第 13 条第 1 項の規定による緊急自動車の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
令第 14 条の 2 第 1 号の規定による道路	自動車の使用の本拠の位置を管轄する

維持作業用自動車の届出	警察署長
令第14条の2第2号の規定による道路維持作業用自動車の指定の申請	交通総務課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第2項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の記載事項の変更の届出	交通総務課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第2項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の記載事項の変更の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第3項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の再交付の申請	交通総務課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第3項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の再交付の申請	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第4項の規定による緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証の返納の届出	交通総務課長又は自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
第7条第4項の規定による緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証の返納の届出	自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出	遠隔操作型小型車を通行させようとする場所を管轄する警察署長
法第45条の2第1項の規定による普通自動車の届出又は同条第2項から第4項まで、若しくは規則第6条の3の5の規定による高齢運転者等標章の申請、再交付の申請、返納若しくは記載事項の変更の届出	標章の交付を受けようとする者の住所地を管轄する警察署長

法第51条の8第2項の規定による登録の申請		交通指導課長
確認事務委託手続規則に規定する申請、申込み等		
法第59条第2項ただし書きの規定による制限外牽引の許可の申請		自動車の出発地を管轄する警察署長
規則第9条の9第1項第2号に規定する自動車の運転の管理に関する教習の受講の申請		交通総務課長
法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者の選任若しくは解任の届出		自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長
規則第9条の9第1項第2号又は第2項第2号の規定による自動車の運転の管理に関する能力の認定の申請		
法第75条第10項の規定による標章の除去の申請		
法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請		交通総務課長
法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請		
法第89条第1項の規定による運転免許の申請	1 茨城県警察本部交通部運転免許センターにおいて運転免許試験を受験する場合	運転免許センター長
	2 茨城県水戸警察署の管轄区域に位置する公安	

	委員会が指定する施設において仮免許の運転免許試験を受験する場合	
	3 茨城県つくば警察署つくば北警察センターにおいて運転免許試験を受験する場合	
	4 1 から 3 までに掲げる場合以外の場合	試験を実施する場所を管轄する警察署長
法第89条第3項の規定による検査の申請	運転免許センター長	
令第33条の5の3第1項第1号ロ、第2項第1号ハ又は第4項第1号ロの規定による教習の課程の指定		
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）の規定による申請、届出等		
規則第18条の5の規定による限定解除審査の申請		
法第91条の2第1項の規定による免許の条件の付与又は変更の申請	1 2 及び 3 に掲げる者以外の者	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	2 眼鏡等の使用の条件を付し、又はその変更が必要である者	

	3 サポートカー 限定条件の付与 が必要である者	
法第94条第1項（法第95条の5第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による運転免許証の記載事項の変更の届出		
法第94条第2項の規定による運転免許証の再交付の申請		
法第95条の2第1項の規定による特定免許情報の記録の申請	1 2に掲げる場合以外の場合	
	2 法第103条の2第4項又は法第106条の4第1項第2号の規定による免許情報記録の抹消を受けた後初めて申請する場合	運転免許センター長、申請者の住所地を管轄する警察署長又は法第103条の2第4項若しくは法第106条の4第1項第2号の規定による免許情報記録の抹消を行った警察署長
法第95条の2第4項の規定による運転免許証の返納の届出		運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
法第95条の2第10項の規定による免許情報記録の抹消の届出		
法第95条の2第11項の規定による運転免許証の交付の申請		
規則第21条の13第1項第1号又は規則第21条の14第1項第1号の規定による免許情報記録個人番号カードの提示		
規則第30条の15第4項の規定により読み替えて適用する規則第21条の14第1		

項第1号の規定による運転経歴情報記録個人番号カードの提示	
第28条の2の規定による認知機能検査の受検の申請	運転免許センター長
第28条の3第1項の規定による認知機能検査員審査の申請	
第28条の3第1項の規定による認知機能検査員講習の受講の申請	
第28条の4の規定による運転技能検査の受検の申請	
第29条の5第2項の規定による運転適性指導業務認定講習の受講の申請	
規則第28条の規定による運転免許試験成績証明書の交付の申出	
法第98条第2項の規定による自動車教習所の名称等の届出	
規則第31条の5第3項の規定による自動車教習所の廃止又は届出事項の変更の届出	
法第99条第1項の規定による指定自動車教習所の指定の申請	
規則第36条の規定による指定申請書の記載事項の変更の届出	
法第99条の2第4項の規定による技能検定員資格者証の交付の申請	
法第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査の申請	
法第99条の3第4項の規定による教習指導員資格者証の交付の申請	
法第99条の3第4項第1号イの規定に	

よる教習指導員審査の申請		
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）の規定による申請、届出等		
法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申込み		
法第101条第1項の規定による運転免許証又は免許情報記録の有効期間の更新（以下この表において「免許証等の更新」という。）又は法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証等の更新の申請	1 2に掲げる者以外のもの 2 新たに条件（身体の障害によるもので、眼鏡等の使用以外のものに限る。）を付し、又はその変更が必要である者	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長 運転免許センター長
法第101条の2の2第1項の規定による免許証等の更新の申請		
法第104条の4第1項の規定による運転免許の取消しの申請		運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
法第105条の2第1項の規定による運転経歴証明書の交付の申請		
法第105条の2第3項の規定による運転経歴情報の記録の申請		
規則第30条の10第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出		
規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請		

規則第30条の12第1項から第3項までの規定による運転経歴証明書の返納	
規則第30条の15第1項の規定による運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者に係る住所、氏名又は生年月日の変更の届出	
規則第30条の16第2項の規定による運転経歴情報の抹消の届出	
法第106条の3第1項第1号の規定による取消しに係る運転免許証の返納	運転免許センター長又は返納者の住所地を管轄する警察署長
法第106条の3第1項第2号から第4号までの規定による失効、亡失後の発見又は有効期間の満了に係る運転免許証の返納	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
法第106条の3第4項の規定による効力の停止に係る運転免許証の提出	運転免許センター長又は提出者若しくは請求者の住所地を管轄する警察署長
法第106条の3第5項の規定による効力の停止に係る運転免許証の返還の請求	
法第106条の4第1項第1号（法第106条の3第1項第1号の規定に係る部分に限る。）の規定による取消しに係る免許情報記録個人番号カードの提示	運転免許センター長又は提示者の住所地を管轄する警察署長
法第106条の4第1項第1号（法第106条の3第1項第2号の規定に係る部分に限る。）から第3号までの規定による失効、効力の停止又は有効期間の満了に係る免許情報記録個人番号カードの提示	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
法第107条の5第4項の規定による運	運転免許センター長又は提出者若しく

転の禁止に係る国際運転免許証又は外国運転免許証の提出	は請求者の住所地を管轄する警察署長
法第107条の5第5項の規定による運転の禁止に係る国際運転免許証又は外国運転免許証の返還の請求	
法第107条の5第6項の規定による再入国に係る国際運転免許証又は外国運転免許証の提出	
法第107条の7第1項の規定による国外運転免許証の交付の申請	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
法第107条の10第1項の規定による有効期間の満了等に係る国外運転免許証の返納	
法第107条の10第2項の規定による効力の停止に係る国外運転免許証の提出	運転免許センター長又は提出者若しくは請求者の住所地を管轄する警察署長
法第107条の10第3項の規定による効力の停止に係る国外運転免許証の返還の請求	
法第108条の2第1項第1号の規定による安全運転管理者等講習の受講の申請	交通総務課長
法第108条の2第1項第2号の規定による取消処分者講習の受講の申出	運転免許センター長
法第108条の2第1項第3号の規定による停止処分者講習の受講の申出	
法第108条の2第1項第4号の規定による大型車、中型車、準中型車又は普通車講習の受講の申請	講習を実施する場所を管轄する警察署長
法第108条の2第1項第5号の規定による大型二輪車又は普通二輪車講習の	

受講の申請		
法第108条の2第1項第6号の規定による原付講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第7号の規定による旅客車講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第8号の規定による応急救護処置講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第9号の規定による指定自動車教習所職員講習の受講の申請		運転免許センター長
法第108条の2第1項第10号の規定による初心運転者講習の受講の申請		法第108条の4第1項の規定により講習を行わせることとした指定講習機関
法第108条の2第1項第11号の規定による更新時講習の受講の申請	1 2及び3に掲げる者以外の者	運転免許センター長又は茨城県内のいずれかの警察署長
	2 特定失効者	運転免許センター長
	3 特定取消処分者	
法第108条の2第1項第12号の規定による高齢者講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第13号の規定による違反者講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第14号の規定による若年運転者講習の受講の申請		
法第108条の2第1項第15号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講の申請		交通総務課長
法第108条の2第1項第16号の規定による自転車運転者講習の受講の申請		
法第108条の2第2項の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規		運転免許センター長又は講習を実施する場所を管轄する警察署長

則第2条に定める基準に適合する特定 任意講習の受講の申請	
法第108条の2第2項の規定による講習で運転免許に係る講習等に関する規則第1条に定める基準に適合する特定 任意高齢者講習の受講の申請	運転免許センター長
規則第38条の4の2第3項に規定する違反者講習を受けないことについてのやむを得ない理由のあることを証するに足る書類の提出	
運転免許に係る講習等に関する規則の規定による申請、届出等	
法第108条の4第1項の規定による指定講習機関の指定の申請	
法第108条の6第1項の規定による講習業務規程の認可又はその変更の認可の申請	
法第108条の10の規定による講習の休止又は廃止の許可の申請	
指定講習機関規則の規定による申請、届出等	
法第108条の31第1項の規定による都道府県交通安全活動推進センターの指定の申請	交通総務課長
交通安全活動推進センターに関する規則（平成10年国家公安委員会規則第3号）の規定による申請、届出等	
法第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得	自動車教習所に係る申請 運転免許センター長
その他の施設に係る	交通総務課長

者等教育の認定の申請	る申請	
法第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定の申請	自動車教習所に係る申請 その他の施設に係る申請	運転免許センター長 交通総務課長
その他の申請、届出等		当該申請、届出等に係る事務をつかさどる茨城県警察本部交通部の課長

備考

この表に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- 「交通総務課長」とは、茨城県警察本部交通部交通総務課長をいう。
- 「交通指導課長」とは、茨城県警察本部交通部交通指導課長をいう。
- 「運転免許センター長」とは、茨城県警察本部交通部運転免許センター長をいう。

別表第2（第1条の3関係）

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以	上肢機能	1級及び2級（一上肢の	

前の非進行性 の脳病変 による運動 機能障害		みに運動機能障害がある 場合を除く。)	
	移動機能	1 級から 4 級までの各級	
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能 障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウィルスに よる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第 3（第10条の 2 関係）

路線名	区間
高速自動車国道常磐自動車道	守谷市野木崎地先（千葉県との境界）から北茨城市関本町関本上地先（福島県との境界）まで
高速自動車国道北関東自動車道	筑西市小栗地先（栃木県との境界）から水戸市元石川町字千束地先まで
高速自動車国道東関東自動車道水戸線	潮来市潮来地先（千葉県との境界）から潮来市延方地先まで及び鉾田市当間字久保向地先から東茨城郡茨城町大字小鶴地先まで
一般国道 4 号	猿島郡五霞町大字幸主地先（埼玉県との境界）から古河市上片田地先（栃木県との境界）まで及び古河市中田地先（埼玉県との境界）から古河市松並二丁目地先（栃木県との境界）まで

一般国道 6 号	水戸市元石川町字千束2597番 2 地先からひたちなか市部田野字山崎3184番 1 地先まで、取手市新町四丁目1533番 1 地先（千葉県との境界）から北茨城市平潟町字経塚638番 2 地先（福島県との境界）まで、水戸市酒門町字上千束3210番 3 地先から水戸市元石川町字千束2597番 2 地先まで、日立市旭町三丁目99番 4 地先から日立市東滑川町四丁目13番20地先まで及びつくば市西大井字池向1693番 5 地先から土浦市中村西根字又城2140番 9 地先まで
一般国道50号	結城市大字小田林字台下1718番 1 地先（栃木県との境界）から水戸市酒門町字上千束3210番 1 地先まで、結城市大字結城4305番地先から筑西市下川島367番地先まで、結城市大字結城3975番 2 地先から筑西市布川1310番 1 地先まで、桜川市長方字塚田148番 1 地先から桜川市長方字北辰海道137番 1 地先まで及び水戸市大塚町1369番地先から水戸市三の丸一丁目 1 番地先まで
一般国道51号	稲敷市西代地先（千葉県との境界）から水戸市三の丸一丁目 1 番地先まで、潮来市州崎3857番地先から鹿嶋市大字大船津2659番地先まで及び潮来市延方西2840番地先から潮来市州崎3857番地先まで
一般国道118号	水戸市袴塚三丁目2112番 2 地先から常陸大宮市石沢1863番 2 地先まで
一般国道124号	神栖市波崎8746番 3 地先から鹿嶋市大字宮中4663番地先まで及び神栖市平泉外十二入会182番33地先から神栖市居切字砂山1570番 3 地先まで
一般国道125号	稲敷市佐倉707番 2 地先から土浦市中266番 1 地先まで、土浦市富士崎一丁目11番27地先から土浦市桜町一丁目15番14地先まで及び土浦市若松町3963番 1 地先から古河市三杉町一丁目2703番地先まで
一般国道245号	水戸市塩崎町字上沼3094番 1 地先から日立市鹿島町二丁目138番地先まで
一般国道293号	日立市留町字北河原2798番 1 から常陸太田市山下町857番 2 地先まで及び常陸太田市宮本町331番 9 地先から常陸太田市花房町935番 4 地先まで
一般国道294号	取手市白山三丁目2861番 4 地先から筑西市樋口字水無594番 1 地先（栃木県との境界）まで
一般国道349号	水戸市青柳町字鍛冶屋309番地先从那珂市中台字南次男分707番 1 地先まで及び那珂市菅谷字堀ノ内3791番 1 地先从那珂市菅谷字杉原5471番 6 地先まで

一般国道354号	古河市立崎字立崎郭428番1地先（埼玉県との境界）から猿島郡境町大字塚崎字法花塚1446番1地先まで、猿島郡境町字蓮池下1276番1地先から坂東市みむら字古山730番1地先まで、坂東市岩井字西高野2172番3地先から常総市新井木町字六軒187番2地先まで、つくば市みどりの1丁目3番1地先から土浦市千束町1番1地先まで、古河市錦町6838番7地先（埼玉県との境界）から古河市牧野地876番1地先まで、常総市相野谷町字四ツ谷東4216番地先からつくば市谷田部字堀留801番4地先まで、土浦市菅谷町字前山1150番4地先から土浦市若松町3963番1地先まで及び猿島郡境町大字猿山字東原割1211番12地先から猿島郡境町大字蛇池字西ノ宮646番2地先まで
一般国道355号	潮来市永山373番1地先から石岡市東石岡一丁目5番1地先まで、石岡市国府七丁目8番1地先から石岡市根当11758番4地先まで、石岡市北府中三丁目12240番55地先から石岡市正上内四丁目12118番3地先まで、笠間市下市毛223番1地先から笠間市平町446番1地先まで及び笠間市手越字逆川547番1地先から笠間市石井字石崎1840番5地先まで
一般国道408号	稲敷郡河内町長竿4634番地先から稲敷市松山1206番地先まで、牛久市岡見2241番4地先からつくば市松代二丁目104番地先まで及びつくば市小野崎字千駄苅294番2地先からつくば市大曾根字吾妻3356番1地先まで
一般国道468号	猿島郡五霞町大字幸主字一番割698番22地先（埼玉県との境界）から稲敷郡河内町十三軒戸字立野番先（千葉県との境界）まで
県道宇都宮笠間線	笠間市片庭字仏の山1860番地先（栃木県との境界）から笠間市石井字石崎1840番5地先まで
県道水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町字下沼770番地先から東茨城郡大洗町大貫町1212番72地先まで及び鉾田市滝浜621番3地先から行方市麻生103番3地先まで
県道つくば野田線	つくばみらい市古川字住来附5番1地先から常総市菅生町字大並1350番1地先まで及び坂東市矢作字鹿島沼3057番1地先から坂東市筵打字中川1518番6地先（千葉県との境界）まで
県道水戸那珂湊線	ひたちなか市峯後8451番地先からひたちなか市湊本町5273番1地先まで
県道石岡筑西線	石岡市八軒台4番1地先から石岡市柏原1番9地先まで、石岡市北府中三丁目12240番55地先から石岡市正上内12240番302地先まで及び筑西市横

	塚83番地先から筑西市西谷貝330番地先まで
県道小川鉾田線	小美玉市田木谷245番 1 地先から小美玉市中延字後田142番地先まで
県道佐野古河線	古河市錦町6838番 7 地先から古河市中心町一丁目 1 番21地先まで
県道日立いわき線	北茨城市磯原町上相田831番 2 地先から北茨城市華川町中妻 5 番 3 地先まで
県道筑西つくば線	筑西市松原字新堀1263番 1 地先からつくば市北条5344番 1 地先まで
県道結城下妻線	結城市大字小田林1613番 3 地先から結城市大字結城4305番地先まで
県道結城野田線	結城市大字結城字公達9602番 3 地先から結城市大字結城字下山7909番 1 地先まで、猿島郡境町字鹿島下1331番 9 地先から猿島郡境町字川附1197番 6 地先（千葉県との境界）まで及び古河市東山田字南635番 1 地先から猿島郡境町大字猿山字東原割1211番12地先まで
県道茨城鹿島線	東茨城郡茨城町大字鳥羽田字往還付東1155番 4 地先から鉾田市紅葉954番 10地先まで及び鉾田市飯名815番 1 地先から鉾田市塔ヶ崎722番 9 地先まで
県道取手つくば線	つくば市谷田部3778番 9 地先からつくば市西大橋593番10地先まで、つくば市谷田部3778番 9 地先からつくば市境松661番 2 地先まで、つくば市大曾根字吾妻3356番 1 地先からつくば市若森字吹上168番 2 地先まで及びつくば市谷田部字漆1134番 2 地先からつくば市島名字香取前2190番地先まで
県道結城坂東線	結城市大字結城字観音台6038番 1 地先から常総市大字孫兵エ新田1801番 1 地先まで、坂東市辺田字大六天349番13地先から坂東市矢作字鹿島沼3057番 1 地先まで及び坂東市岩井2842番 1 地先から坂東市岩井2896番 4 地先まで
県道土浦境線	土浦市桜町一丁目15番14地先から土浦市千束町 1 番 1 地先まで及び常総市新石下字駒放1590番 1 地先から常総市孫兵エ新田字飯沼1801番 1 地先まで
県道土浦稲敷線	土浦市中村南 4 丁目12番 5 地先から稲敷郡阿見町住吉一丁目25番 4 地先まで及び稲敷市江戸崎甲3567番地先から稲敷市江戸崎甲3559番 1 地先まで
県道瓜連馬渡線	那珂市鴻巣字新野775番 1 地先からひたちなか市大字長砂字宿屋敷52番 1

	地先まで
県道竜ヶ崎阿見線	牛久市久野町1006番1地先から稲敷郡阿見町大字阿見字十王堂3201番1地先まで及び牛久市久野町2827番1地先から稲敷郡阿見町大字吉原字正上内2743番1地先まで
県道日立山方線	日立市宮田町一丁目59番地先から日立市白銀町三丁目48番3地先まで
県道那珂湊那珂線	ひたちなか市武田1255番地29地先から那珂市豊喰字久保655番1地先まで
県道笠間つくば線	笠間市北吉原297番2地先から笠間市北吉原394番2地先まで
県道茨城岩間線	東茨城郡茨城町大字小幡字南表13番45地先から笠間市押辺字下原2599番18地先まで
県道つくば真岡線	つくば市真瀬1513番64地先からつくば市上河原崎37番6地先まで、つくば市大砂185番35地先からつくば市明石355番1地先まで、筑西市松原字新堀1263番1地先から筑西市鍋山字屋敷付551番8地先まで及びつくば市島名3615番地先からつくば市今鹿島1番地先まで
県道野田牛久線	守谷市緑二丁目32番2地先から守谷市百合ヶ丘一丁目字黒内2354番93地先まで
県道土浦竜ヶ崎線	牛久市岡見町2847番5地先から牛久市岡見町2241番地先まで及び土浦市小松3丁目517番1地先から土浦市右廻684番1地先まで
県道江戸崎新利根線	稲敷市佐倉707番2地先から稲敷市松山1206番地先まで及び稲敷市沼田2464番1地先から稲敷市羽賀1496番6地先まで
県道水戸神栖線	潮来市須賀2934番3地先から神栖市平泉外十二入会182番34地先まで及び水戸市常磐町字鈴坂6216番4地先から水戸市宮町一丁目3番36地先まで
県道つくば千代田線	つくば市若森字吹上168番2地先からつくば市小田字信縄1878番13地先まで
県道土浦つくば線	土浦市中村南四丁目12番5地先からつくば市大角豆2012番121番地先まで
県道つくば古河線	古河市東山田字西原4251番1地先から古河市柳橋字宮下1560番地先まで
県道常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町字千駄切552番5地先からひたちなか市部田野字中西原1678番1地先まで
県道取手豊岡線	常総市菅生町字上野3053番8地先から常総市豊岡町字深町丙3843番2地先まで及び常総市豊岡町字谷原丙522番2地先から常総市豊岡町字細野丁2237番2地先まで

県道玉里水戸線	小美玉市中延字後田142番地先から小美玉市中延字三本松631番 1 地先まで
県道常陸那珂港山方線	ひたちなか市阿字ケ浦字千駄切552番 2 地先から那珂郡東海村大字照沼字渚768番49地先まで及び常陸太田市宮の郷町473番60地先から常陸太田市花房町1248番 2 地先まで
県道水戸勝田那珂湊線	水戸市中河内町2623番 2 地先からひたちなか市大字枝川1794番10地先まで
県道潮来佐原線	潮来市延方西2840番地先から潮来市延方3757番 1 地先まで
県道土浦笠間線	笠間市大字福原字ヌカリ527番 1 地先から笠間市大字福原字西堀前1303番 3 地先まで
県道那珂インター線	那珂市鴻巣字新野748番 1 地先から那珂市飯田2643番 1 地先まで
県道日立中央インター線	日立市助川町字小平沢2824番14地先から日立市白銀町三丁目48番 3 地先まで
県道北茨城インター線	北茨城市磯原町豊田1250番 1 地先から北茨城市華川町中妻 5 番 3 地先まで
県道稲田友部線	笠間市北吉原394番 2 地先から笠間市平町446番 1 地先まで
県道鉾田茨城線	鉾田市秋山663番地先から鉾田市飯名815番 1 地先まで
県道土浦坂東線	つくば市西大橋593番10地先からつくば市西岡418番101地先まで、坂東市勘助新田字宮下4279番地先から坂東市岩井字諏訪前4355番10地先まで、つくば市島名字香取前2190番地先からつくば市島名字中西2994番 3 地先まで及びつくば市東新井29番地10地先からつくば市東新井 3 番地1地先まで
県道新宿新田総和線	古河市駒込字薬師山643番 3 地先から古河市上片田字浅間749番 2 地先まで
県道中里坂東線	古河市東山田字西原4251番 1 地先から坂東市逆井字沼ノ田3168番 4 地先まで
県道谷田部小張線	つくば市谷田部字岩崎道3381番 9 地先からつくば市谷田部字茶場下590番 2 地先まで
県道常総取手線	常総市新井木町字六軒187番 2 地先からつくばみらい市古川字往来附 5 番 1 地先まで

県道赤浜谷田部線	下妻市高道祖字西原1384番21地先からつくば市安食1435番1地先まで及びつくばみらい市福岡1593番1地先からつくば市みどりの1丁目3番1地先まで
県道牛渡馬場山土浦線	土浦市神立町659番7地先から土浦市神立町666番4地先まで
県道紅葉石岡線	鉾田市紅葉954番10地先から小美玉市中延字三本松631番1地先まで
県道上吉影岩間線	小美玉市竹原字寺田2469番地先から石岡市正上内12118番3地先まで及び小美玉市竹原中郷字十三1578番11地先から小美玉市竹原字寺田2482番2地先まで
県道東山田岩瀬線	桜川市中泉字星ノ宮338番2地先から桜川市大国玉字北大国玉371番1地先まで
県道岩井関宿野田線	坂東市長須字松下9657番2地先から坂東市木間ヶ瀬字上小通里11246番3地先（千葉県との境界）まで
県道菅谷小原内水戸線	那珂市菅谷字堀の内3790番地先から那珂市後台字東崎2288番3地先まで
県道中石崎水戸線	水戸市酒門町1107番11地先から水戸市酒門町4568番7地先まで
県道矢幡潮来線	潮来市大賀302番地先から潮来市大生1251番5地先まで
県道大賀延方線	潮来市大賀302番地先から潮来市宮前二丁目100番31地先まで
県道小野土浦線	土浦市大畑1605番8地先から土浦市東中貫町3101番15地先まで及び土浦市虫掛字東3477番地先から土浦市田中二丁目1675番1地先まで
県道荒川沖阿見線	稲敷郡阿見町住吉一丁目25番4地先から稲敷郡阿見町大字阿見字十王堂3201番1地先まで
県道長沖藤代線	取手市小浮気873番2地先から龍ヶ崎市佐貫町3664番地先まで
県道谷田部藤代線	つくば市谷田部字岩崎道3381番9地先からつくば市駒込2262番5地先まで
県道島名福岡線	つくばみらい市台字二本松622番1地先からつくば市島名3615番地先まで
県道市毛水戸線	ひたちなか市大字市毛226番1地先からひたちなか市大字枝川1338番1地先まで
県道山王下妻線	結城郡八千代町高崎字神明512番1地先から下妻市黒駒字太田1314番3地先まで
県道下入野水戸線	水戸市酒門町字石川道1060番3地先から水戸市六反田町字原付1192番5地先まで

県道粟生木崎線	鹿嶋市光字光 5 番 6 地先から神栖市居切字砂山1575番14地先まで及び神栖市東深芝27番地先から神栖市木崎2398番26地先まで
県道奥野谷知手線	神栖市知手3106番 4 地先から神栖市東和田10番地先まで
県道須田奥野谷線	神栖市須田字上末吉2304番74地先から神栖市知手中央十丁目6613番 1 地先まで
県道鉾田鹿嶋線	鹿嶋市大字宮中2403番地先から鹿嶋市大字大船津2659番地先まで及び鹿嶋市宮中4660番 1 地先から鹿嶋市宮中4601番 1 地先まで
県道妻木赤塚線	つくば市東新井29番地10地先からつくば市赤塚634番14地先まで
県道常陸海浜公園線	ひたちなか市大字長砂字塙987番13地先からひたちなか市大字長砂字原1684番 2 地先まで
県道坂東菅生線	常総市菅生町字上野3053番 8 地先から常総市菅生町字大並1350番 1 地先まで及び坂東市辺田字大六天349番13地先から坂東市辺田字浅間前382番 1 地先まで
県道日立港線	日立市久慈町一丁目5630番地先から日立市久慈町字館野2470番15地先まで
県道鹿島港線	鹿嶋市平井字灘2274番地先から鹿嶋市明石字谷ノ上551番 6 地先まで
県道鹿島港潮来インター線	神栖市居切字外見取1230番 8 地先から神栖市下幡木字青北4660番地先まで
県道土浦港線	土浦市川口二丁目893番 3 地先から土浦市川口二丁目2915番 3 地先まで
県道小山結城線	結城市大字結城字上の宮10856番 2 地先から結城市大字結城字大町38番 1 地先まで
県道西関宿栗橋線	猿島郡五霞町大字小福田字西谷1330番130地先から猿島郡五霞町大字小手指字貉塚992番 3 地先まで
県道牛久赤塚線	つくば市稲岡785番地先からつくば市赤塚634番14地先まで
県道舟玉川島停車場 線	筑西市女方字本田前352番 2 地先から筑西市布川字田河内1249番22地先まで
県道谷和原筑西線	下妻市下妻字柳の下戊106番 1 地先から下妻市下妻字坂本乙1038番36地先まで
県道茨城空港線	小美玉市与沢字かじや久保1603番 3 地先から小美玉市野田字インヤ 1 番

	1 地先まで
県道深芝浜波崎線	神栖市東和田39番 3 地先から神栖市須田字上末吉2304番74地先まで
県道須賀北埠頭線	鹿嶋市大船津2555番地先から鹿嶋市泉川字丁田73番 4 地先まで
県道内原塩崎線	水戸市塩崎町787番 1 地先から水戸市大串町1203番地先まで
水戸市道幹線 3 号線	水戸市元吉田町字荒谷1026番 3 地先から水戸市元吉田町字岡崎1029番 7 地先まで
水戸市道幹線 9 号線	水戸市酒門町4568番 7 地先から水戸市元石川町204番 2 地先まで
水戸市道酒門104号線	水戸市元石川町204番 2 地先から水戸市元石川町302番12地先まで
水戸市道酒門105号線	水戸市元石川町276番16地先から水戸市元石川町260番31地先まで
水戸市道酒門106号線	水戸市元石川町276番16地先から水戸市元石川町325番16地先まで
水戸市道吉田55号線	水戸市吉沢町字一里塚西1450番 1 地先から水戸市元吉田町字岡崎1030番 4 地先まで
水戸市道常澄 6 - 0007 号線	水戸市六反田町586番 1 地先から水戸市百合丘 8 番 3 地先まで
水戸市道常澄 6 - 0008 号線	水戸市大串町1203番地先から水戸市大串町566番 3 地先まで
水戸市道常澄 8 - 1133 号線	水戸市六反田町1192番 1 地先から水戸市元石川町302番12地先まで
水戸市道柳河168号線	水戸市青柳町字上宿439番 1 地先から水戸市青柳町字鍛冶屋309番地先まで
水戸市道渡里316号線	水戸市渡里町字下河原469番 2 地先から水戸市渡里町字上伏木306番 1 地先まで
水戸市道内原 8 - 0053 号線	水戸市杉崎町1750番 1 地先から水戸市大足町1873番 2 地先まで
日立市道5016号線	日立市多賀町 1 丁目 8 番地先から日立市東多賀町 4 丁目44番 1 地先まで
日立市道3100号線	日立市幸町 2 丁目74番 1 地先から日立市弁天町 1 丁目100番 2 地先まで
日立市道2708号線	日立市幸町 2 丁目97番 1 地先から日立市幸町 1 丁目176番地先まで
日立市道2857号線	日立市幸町 2 丁目199番 1 地先から日立市幸町 1 丁目171番 1 地先まで
日立市道8258号線	日立市大和田町字穴田858番 1 地先から日立市大和田町字笠井田1877番 1

	地先まで
常陸太田市道109号線	常陸太田市宮本町331番 9 地先から常陸太田市山下町857番 2 地先まで
常陸太田市道 2 号線	常陸太田市宮の郷町473番31地先から常陸太田市宮の郷町 473番60地先まで
高萩市道203号線	高萩市赤浜594番 1 地先から高萩市高戸1440番60地先まで
北茨城市道2281号線	北茨城市磯原町上相田831番 2 地先から北茨城市華川町下相田527番 3 地 先まで
鹿嶋市道0202号線	鹿嶋市長栖2288番 2 地先から鹿嶋市長栖1879番98地先まで
鹿嶋市道0115号線	鹿嶋市大字宮中2398番 1 地先から鹿嶋市大字清水1027番地先まで
鹿嶋市道0107号線	鹿嶋市宮中5255番 1 地先から鹿嶋市宮中2049番15地先まで
鹿嶋市道0114号線	鹿嶋市宮中4595番 6 地先から鹿嶋市厨 4 丁目 6 番 1 地先まで
潮来市道 1 -13号線	潮来市延方3929番地先から潮来市日の出一丁目16番42号地先まで
潮来市道1391号線	潮来市日の出一丁目16番42号地先から潮来市日の出一丁目 8 番 1 号地先 まで
土浦市道小山崎115号線	土浦市東中貫町3101番15地先から土浦市紫が丘 1 番 1 地先まで
土浦市道 1 -3号線	土浦市東中貫町 6 番 1 地先から土浦市神立町666番 7 地先まで及び土浦市 神立町659番 7 地先から土浦市白鳥町1106番16地先まで
土浦市道 1 -11号線	土浦市木田余字茅場72番 1 地先から土浦市川口二丁目2915番 3 地先まで
土浦市道1-18号線	土浦市東中貫町 4 番 4 地先から土浦市東中貫町 4 番 5 地先まで
土浦市道1-22号線	土浦市川口二丁目893番 3 地先から土浦市小松三丁目514番 3 地先まで
土浦市道014-0001東中 貫 1 号線	土浦市東中貫町 1 番12地先から土浦市東中貫町 3 番地先まで
土浦市道014-0004東中 貫 4 号線	土浦市東中貫町 5 番 3 地先から土浦市東中貫町 3 番地先まで
石岡市道2182号線	石岡市柏原 8 番 2 地先から石岡市柏原 9 番 1 地先まで
石岡市道 A0106号線	石岡市大砂10224番 6 地先から石岡市柏原 7 番 3 地先まで
石岡市道 A0214号線	石岡市柏原 4 番 1 地先から石岡市柏原17番 7 地先まで
石岡市道 A2126号線	石岡市柏原13番地先から石岡市池の台10048番 1 地先まで
石岡市道 A2127号線	石岡市柏原11番地先から石岡市柏原10番 1 地先まで
石岡市道 A2128号線	石岡市柏原13番地先から石岡市柏原11番地先まで

石岡市道 A2132号線	石岡市柏原17番 7 地先から石岡市柏原18番 2 地先まで
石岡市道 A2175号線	石岡市柏原16番地先から石岡市柏原15番 2 地先まで
石岡市道 A2176号線	石岡市柏原13番地先石岡市柏原14番地先まで
石岡市道 A2177号線	石岡市柏原 3 番地先から石岡市柏原 2 番 4 地先まで
石岡市道 A2180号線	石岡市柏原 9 番 2 地先から石岡市柏原11番地先まで
石岡市道 A2181号線	石岡市柏原 6 番 2 地先から石岡市柏原 8 番 2 地先まで
石岡市道 A2239号線	石岡市柏原 2 番 1 地先から石岡市柏原 1 番 2 地先まで
石岡市道 A2470号線	石岡市柏原 7 番 3 地先から石岡市柏原 7 番 2 地先まで
石岡市道 A2485号線	石岡市正上内12118番 3 先から石岡市正上内16037番地先まで
石岡市道 A2505号線	石岡市柏原 7 番 2 地先から石岡市池の台10048番 1 地先まで
下妻市道103号線	下妻市下妻字坂本乙1038番36地先から下妻市下妻字塚の越丙386番 1 地先 まで
下妻市道4138号線	下妻市高道祖字東原4210番15地先から下妻市高道祖字東原4213番 3 地先 まで
下妻市道2442号線	下妻市下妻字藤花丙521番 3 地先から下妻市下妻字柿ノ木丙399番 2 地先 まで
常総市道3854号線	常総市菅生町字下ノ原465番2地先から常総市内守谷町字原山4252番地先 まで
常総市道3540号線	常総市坂手町字馬頭5547番 3 地先から常総市坂手町字釧崎6792番 1 地先 まで
常総市道3542号線	常総市坂手町5655番 5 地先から常総市坂手町5674番 1 地先まで
常総市道3544号線	常総市坂手町6481番 3 地先から常総市坂手町5695番14地先まで
常総市道3569号線	常総市坂手町5507番 4 地先から常総市坂手町5695番14地先まで
常総市道 1 -0117号線	常総市坂手町5541番10地先から常総市坂手町5850番 1 地先まで
坂東市道岩 1 級 1 号線	坂東市岩井字大山4294番75地先から坂東市幸神平41番 3 地先まで
坂東市道岩 1 級13号線	坂東市岩井字諏訪前4355番27地先から坂東市辺田字丹後作486番 6 地先ま で
坂東市道長須424号 線	坂東市長須字町谷久保2272番 1 地先から坂東市長須字島ノ内10878番地先 まで
坂東市道長須425号 線	坂東市長須字宮久保3636番 1 地先から坂東市みむら字西ノ後1548番 1 地

	先まで
牛久市道 7 号線	牛久市岡見町2837番 5 地先から牛久市久野町1006番 1 地先まで
つくば市道 6-5113 号線	つくば市荃崎1830番 1 地先からつくば市駒込2262番 5 地先まで
つくば市道1001号線	つくば市寺具1092番21地先からつくば市寺具667番 2 地先まで
つくば市道1038号線	つくば市大砂 1 番 1 地先からつくば市長高野1204番 1 地先まで
つくば市道 1-6 号線	つくば市寺具1476番 1 地先からつくば市寺具1480番 1 地先まで
つくば市道 1-5005号線	つくば市上大島1904番 1 地先からつくば市上大島1581番地先まで
つくば市道 7-1035号線	つくば市花島新田 3 番110地先からつくば市真瀬919番地先まで
ひたちなか市道東中根高場線	ひたちなか市大字稲田字今鹿島1440番 1 地先からひたちなか市大字稲田字原野1223番 6 地先まで及びひたちなか市大字稲田字カチ内1173番 1 地先からひたちなか市大字足崎字西原1453番 1 地先まで
ひたちなか市道佐和長砂線	ひたちなか市大字長砂字古保米979番 1 地先からひたちなか市大字長砂字塙987番13地先まで
ひたちなか市道西原長砂線	ひたちなか市大字足崎字西原1453番 1 地先からひたちなか市大字足崎字西原1450番 4 地先まで
ひたちなか市道停車場堀口線	ひたちなか市武田字長堀1119番 1 地先からひたちなか市勝田本町1255番10地先まで
ひたちなか市道市毛堀口線	ひたちなか市勝田中原町721番 4 地先からひたちなか市勝田中原町721番 4 地先まで
ひたちなか市道市毛・堀口地区38号線	ひたちなか市大字堀口字中原684番 2 地先からひたちなか市勝田中原町 7 番地先まで
那珂市道 6-15号線	那珂市後台3047番 5 地先から那珂市菅谷3533番地先まで
那珂市道 6-17号線	那珂市飯田1647番 1 地先から那珂市後台2272番 1 地先まで
那珂市道 6-18号線	那珂市菅谷字寄居1563番 5 地先から那珂市菅谷字堀ノ内3793番 1 地先まで
那珂市道 7-8 号線	那珂市飯田2571番 3 地先から那珂市豊喰28番 1 地先まで
那珂市道 8-609号線	那珂市豊喰204番 2 地先から那珂市豊喰242番 6 地先まで
神栖市道 8-104号線	神栖市東和田10番地先から神栖市東和田10番地先まで

神栖市道 8-105号線	神栖市東深芝27番 3 地先から神栖市東深芝 1 番 3 地先まで
神栖市道 8-1034号線	神栖市東深芝23番地先から神栖市東深芝23番地先まで
神栖市道 8-108号線	神栖市東深芝27番 3 地先から神栖市東深芝36番地先まで
神栖市道 8-111号線	神栖市東深芝34番 9 地先から神栖市東深芝 4 番地先まで
神栖市道 8-1494号線	神栖市居切字砂山1575番14地先から神栖市居切1544番14地先まで
神栖市道 6-11号線	神栖市日川4215番 2 地先から神栖市横瀬18番地先まで
神栖市道 1-11号線	神栖市柳川字若松3832番 2 地先から神栖市砂山1369番28地先まで
神栖市道163号線	神栖市柳川2092番 1 地先から神栖市砂山2626番31地先まで
美浦村道102号線	稲敷郡美浦村大字大谷字石灘420番地先から稲敷郡美浦村大字信太字道葉様2620番地先まで
阿見町道109号線	稲敷郡阿見町大字吉原字東784番1地先から稲敷郡阿見町大字福田1412番地先まで
阿見町道2455号線	稲敷郡阿見町大字阿見5535番2地先から稲敷郡阿見町大字阿見4002番21地先まで
かすみがうら市道㊦ 6-12号線	かすみがうら市上稲吉2044番 2 地先からかすみがうら市上稲吉2045番 2 地先まで
かすみがうら市道㊦ 6-13号線	かすみがうら市下稲吉2632番 3 地先からかすみがうら市上稲吉2046番 1 地先まで
つくばみらい市道 8-0673号線	つくばみらい市坂野新田13番191地先からつくばみらい市坂野新田13番138地先まで
つくばみらい市道 7-17号線	つくばみらい市台字谷田部934番 7 地先からつくばみらい市坂野新田13番191地先まで
つくばみらい市道 1 級 1 号線	つくばみらい市箕輪字箕輪292番地先からつくばみらい市福岡1593番 1 地先まで
筑西市道明野 6-0002号線	筑西市鍋山字屋敷付553番 5 地先から筑西市鍋山字東原738番 3 地先まで
筑西市道明野 6-0005号線	筑西市向上野字南原858番 1 地先から筑西市向上野字南原858番 1 地先まで
筑西市道下 1 級38号	筑西市神分732番地先から筑西市西谷貝330番地先まで
古河市道総10号線	古河市北利根字北利根11地先から古河市久能字向裏124番 2 地先まで

古河市道総62号線及び3718号線	古河市北利根字北利根11地先から古河市北利根字北利根15地先まで
古河市道総1号線及び62号線	古河市北利根字北利根15地先から古河市北利根字北利根14番地先まで
五霞町道6-8号線	猿島郡五霞町大字元栗橋字押出7463番地先から猿島郡五霞町大字江川字沖ノ谷1438番1地先まで
五霞町道8-1800号線	猿島郡五霞町大字小手指字貉塚992番3地先から猿島郡五霞町大字小手指字大崎2860番地先まで
坂東市道猿1級-1号線	坂東市逆井字里2560番1地先から坂東市逆井字大島山6276番地先まで
笠間市道（笠）0225号線	笠間市稲田3888番14地先から笠間市稲田3888番25地先まで
笠間市道（笠）0113号線	笠間市下市毛223番1地先から笠間市来栖1489番1地先まで
笠間市道（笠）3531号線	笠間市来栖1489番1地先から笠間市北吉原297番2地先まで
笠間市道（笠）4345号線	笠間市飯合800番2地先から笠間市稲田3513番1地先まで
笠間市道（笠）4339号線	笠間市稲田3888番25地先から笠間市飯合800番2地先まで
笠間市道（笠）3430号線	笠間市北吉原321番29地先から笠間市北吉原321番35地先まで
茨城町道第121号線	東茨城郡茨城町小幡1028番4地先から東茨城郡茨城町下土師2000番12地先まで
茨城町道第3315号線	東茨城郡茨城町下土師2000番12地先から東茨城郡茨城町奥谷1720番5地先まで
茨城町道第3317号線	東茨城郡茨城町奥谷1720番5地先から東茨城郡茨城町下土師2000番13地先まで
小美玉市道小10916号線	小美玉市野田字インヤ1番1地先から小美玉市竹原中郷字十三1578番11地先まで
臨港道路4号線	那珂郡東海村大字照沼字渚768番49地先から那珂郡東海村大字照沼字渚76

	8番30地先まで
臨港道路北公共 1 号線	神栖市居切字砂屋敷1575番 8 地先から神栖市居切字外見取1270番 5 地先 まで
深芝臨港道路	神栖市東和田39番 5 地先から神栖市深芝字海辺3671番47 地先まで
南公共埠頭臨港道路	神栖市奥野谷字根岸2090番 9 地先から神栖市知手字和手3106番12地先ま で